

小平市第2次行財政再構築プラン

平成23年3月

小平市

小平市第2次行財政再構築プランの策定にあたって

小平市では、平成19年3月に「小平市行財政再構築プラン」を策定して以降、プランに掲げる「パートナーシップと役割分担による効果的なサービスの提供」、「成果指向のマネジメントシステムによる市民本位のサービス提供」、「市政を支える経営基盤の強化」という方向性の実現に向け、さまざまな取組を進めてきました。

「パートナーシップと役割分担による効果的なサービスの提供」では、160回に及ぶ市民会議、市議会の特別委員会における審議を経て、地域における自治の基本的な原理やルールを定めた「小平市自治基本条例」を制定するとともに、市民の自主的な社会貢献活動を支援する拠点となる、小平市民活動支援センター「あすぴあ」を開設いたしました。

また、「成果指向のマネジメントシステムによる市民本位のサービス提供」では、PDCAサイクルを円滑に運用させていくためのツールとして、各部の組織目標の明確化・公表を行うとともに、取組状況をチェックする仕組みとして行政評価を実施してきました。

さらに、「市政を支える経営基盤の強化」では、財政状況が厳しい中でも、財政の健全化に努め、債務総額を抑制するとともに、外部委託化など業務の見直しを通じ、定員の適正な管理を進めてきました。

しかしながら、近年、市の行財政を取り巻く状況は厳しさを増しております。少子高齢化の著しい進展や景気の低迷により、市税収は落ち込む一方で、市に対し寄せられる市民ニーズは多様化かつ増大しております。平成23年度からは、市における行政運営の内容を明らかにした第三次長期総合計画・前期基本計画(平成18～27年度)の後半の5年間がスタートしますが、この計画が掲げる将来都市像「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」を実現するためには、引き続き、市を挙げて、行財政の再構築に取り組まなければなりません。

この「第2次行財政再構築プラン」は、「行財政再構築プラン」で示された方向性を踏まえ、これまでの4年間の取組に引き続き、「地域協働の推進」、「情報の共有と双方向のコミュニケーション」、「PDCAサイクルの構築」、「財政基盤の強化」、「執行体制の再構築」の5つの方針に基づき、今後5年間の市の取組内容を定めたものであり、今後の市政運営の方向付けを行う重要な役割を持つものです。

おりしも、小平市は平成24年度に市制施行50周年を迎えます。先人たちが築き上げてきた、この素晴らしい小平市を、次世代の子どもたちに引き継いでいくために、全職員が一丸となって、今後も行財政再構築に努めていく所存です。プランの実施や実現を図るため、市民の皆様のご理解やご協力をよろしくお願いいたします。

平成23年3月

小平市長 小林 正則

小平市第2次行財政再構築プランの位置付け・対象期間

(1) 第2次行財政再構築プランの位置付け

第2次行財政再構築プランは、平成18年度にスタートした第三次長期総合計画・前期基本計画において改革に必要な取組の一つとして位置付けられている計画で、中長期的な市の行政運営のあり方・考え方や必要な方策の道筋を定めた「行財政再構築方針(計画期間:平成19年度～27年度)」と方針を踏まえた具体的取組を示した「第2次改革推進プログラム(計画期間:平成23年度～27年度)」から構成されます。

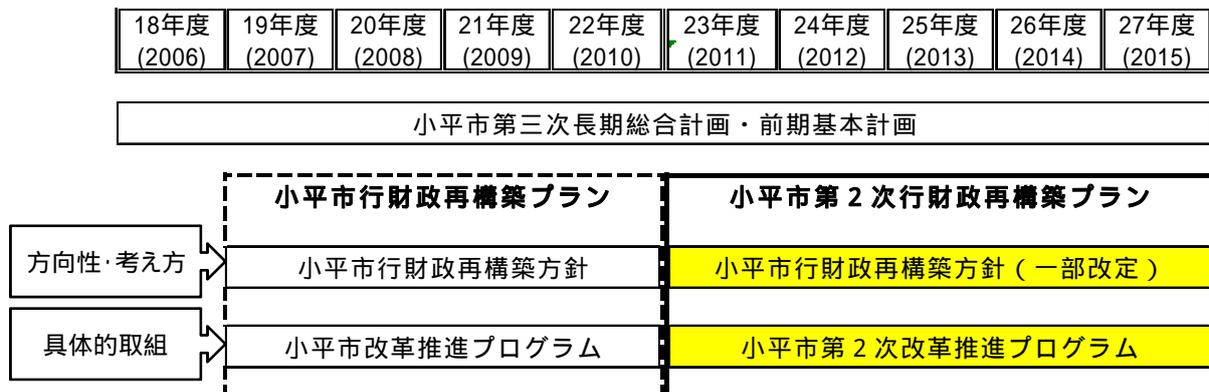
なお、「行財政再構築方針」は、平成18年5月に市が設置した「小平市行財政再構築方針検討委員会」における検討結果を踏まえて策定したものであり、第2次行財政再構築プランの策定に際し、一部見直しを行っています。

(2) 第2次行財政再構築プランの対象期間

第2次行財政再構築プランは、平成23年度から平成27年度までの5年間を対象期間とします。

なお、行財政再構築方針は、平成19年度から平成27年度までの9年間を対象期間とします。

< 小平市第2次行財政再構築プランの位置付け >



第1部 小平市行財政再構築方針

第1章 基本的考え方

1	「躍動をかたちに進化するまち こだいら」の実現に向けて.....	2
2	これまでの取組状況.....	2
(1)	これまでの行財政改革の取組.....	2
(2)	改革推進プログラムの進捗状況.....	3
(3)	財政効果.....	4
(4)	数値目標と達成状況.....	4
3	行財政再構築が求められる背景.....	8
(1)	強まる財政再構築の要請.....	8
(2)	行政再構築の推進.....	9
(3)	地方分権改革の主体的活用と自律的な行財政運営の強化.....	9
(4)	「新しい公共空間」とソーシャル・キャピタル.....	10
4	行財政再構築の基本的な視点.....	11
(1)	「新しい公共空間」の形成.....	11
(2)	「市民本位」市政の実現.....	12
(3)	「自立性」の高い市政の実現.....	12
5	行財政再構築の方向性.....	15
6	行財政再構築の方針.....	16

第2章 方針の内容

1	地域協働の推進	18
(1)	協働事業の更なる推進.....	18
(2)	地域コミュニティなどとの連携.....	19
2	情報の共有と双方向のコミュニケーション	20
(1)	市民との情報共有の充実.....	20
(2)	双方向のコミュニケーションの推進.....	21
3	P D C Aサイクルの構築	22
(1)	目標管理の着実な推進.....	22
(2)	評価体制の充実.....	23
(3)	事務事業の見直し.....	23
4	財政基盤の強化	24
(1)	計画的な財政運営.....	24
(2)	自主財源の確保.....	25
(3)	歳出削減策の実施.....	25
(4)	外郭団体等の経営改善.....	25
5	執行体制の再構築	26
(1)	人事給与制度の見直し.....	27
(2)	組織体制の見直し.....	27

(3)	公共施設のマネジメント.....	27
(4)	行政サービス提供主体の見直し.....	27
(5)	契約制度の見直し.....	27
(6)	電子市役所の推進.....	27
(7)	広域連携の推進.....	28

第 2 部 小平市第 2 次改革推進プログラム

第 1 章 策定の趣旨と推進体制

1	策定の趣旨.....	30
(1)	策定の趣旨.....	30
(2)	計画期間.....	30
2	推進体制.....	31

第 2 章 取組の内容

1	地域協働の推進.....	35
(1)	協働事業の更なる推進.....	35
(2)	地域コミュニティなどとの連携.....	43
2	情報の共有と双方向のコミュニケーション.....	45
(1)	市民との情報共有の充実.....	45
(2)	双方向のコミュニケーションの推進.....	47

3	P D C Aサイクルの構築	48
(1)	目標管理の着実な推進.....	48
(2)	評価体制の充実.....	49
(3)	事務事業の見直し.....	51
4	財政基盤の強化	52
(1)	計画的な財政運営.....	52
(2)	自主財源の確保.....	54
(3)	歳出削減策の実施.....	58
(4)	外郭団体等の経営改善.....	60
5	執行体制の再構築	64
(1)	人事給与制度の見直し.....	64
(2)	組織体制の見直し.....	66
(3)	公共施設のマネジメント.....	67
(4)	行政サービス提供主体の見直し.....	69
(5)	契約制度の見直し.....	71
(6)	電子市役所の推進.....	72
(7)	広域連携の推進.....	74

第 1 部

小平市行財政再構築方針

第1章 基本的考え方

1 「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」の実現に向けて

平成18年度から、今後15年間の市における施策を明らかにした第三次長期総合計画がスタートしました。この第三次長期総合計画の基本構想には小平市の目標とする将来都市像「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」が掲げられています。この将来都市像の実現のためには、私たち一人ひとりの地域でのちからとしての「地域力」、地域経済や社会システムのちからとしての「民活力」、全体を調整しまとめる行政のちからとしての「行政力」の3つの力が必要とされていますが、行財政運営の仕組みについても、こうした視点から再構築していくことが必要となっています。

2 これまでの取組状況

小平市では、平成8年度から17年度にかけ、平成8年12月に行財政改革大綱を策定し、第1～3次にわたる行財政改革推進計画（平成8年度～17年度）に基づく行財政改革を進め、事業費や定員の削減などで一定の効果をあげてきました。

また、平成19年度以降は、平成19年3月に策定した行財政再構築プランに基づき、従来の効率的な行政運営に向けた取組に加え、地域のさまざまな主体との協働による新しい公共空間の形成に向けた取組をより一層推進してきました。

（1）これまでの行財政改革の取組

行財政改革大綱及び第1～3次行財政改革推進計画（平成8年度～17年度）

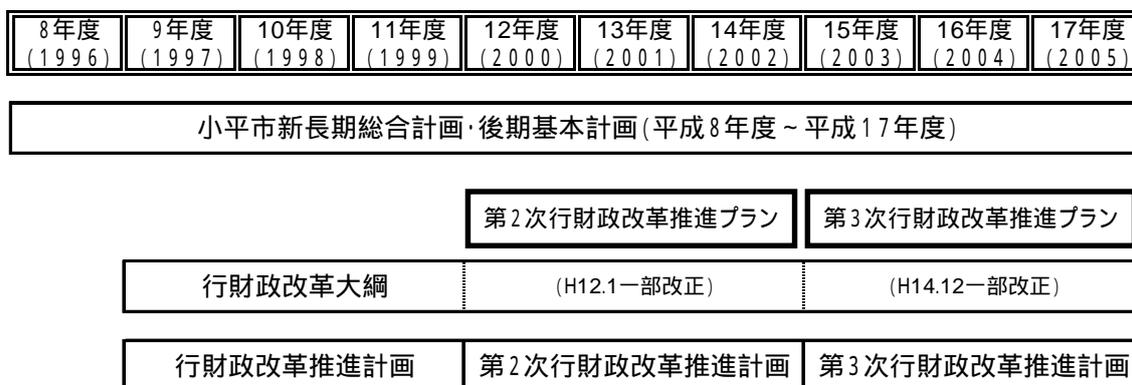
小平市では、「新長期総合計画・後期基本計画」（平成8年3月策定）に掲げる10年の市政の基本目標「高品質なまち」の創造の実現に向けて、効果的かつ効率的な市政運営を進めるため、平成8年12月に小平市行財政改革大綱（以下「大綱」という。）を策定しました。

大綱では、行財政改革の目指す方向を「市民にとってわかりやすく便利な市政」、「市民とともに創る市政」、「市民の税金をより活かして使う市政」と定め、改革の内容として、新たな行政需要に対応するための施策の見直し、適正規模の組織体制の確立、職務に応じた人事制度と人材育成策の充実、健全な財政運営の確立、行政、市民及び企業の三者の関係の再構築、の5つの分野を掲げました。

大綱で示された方向を踏まえ、第1～3次行財政改革推進計画において、それ

ぞれ、76項目、60項目、55項目の実施項目に取り組んできました。

<これまでの行財政改革の体系（平成8年度～17年度）>



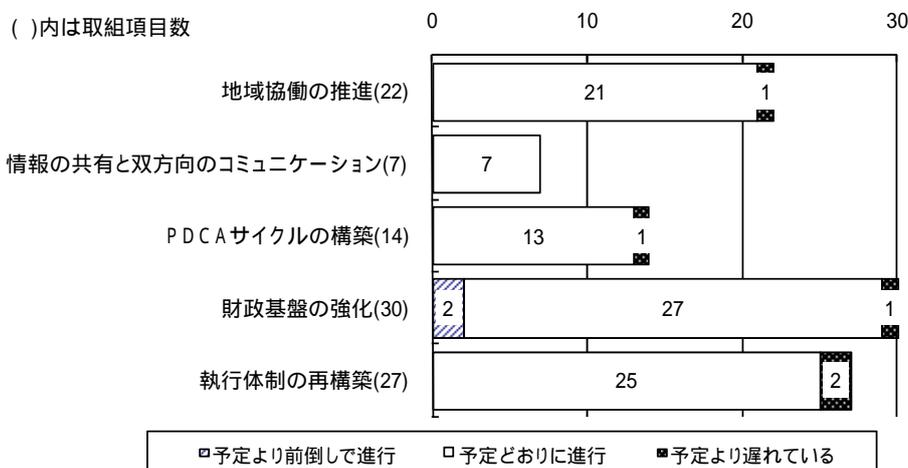
行財政再構築プラン（平成19年度～）

その後、平成18年度からスタートした第三次長期総合計画が掲げる将来都市像「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」を実現するために、学識経験者、民間事業者、公募市民等により構成される小平市行財政再構築方針検討委員会からの報告を踏まえ、平成19年3月に、行財政再構築方針と改革推進プログラムからなる、行財政再構築プランを策定し、「地域協働の推進」「情報の共有と双方向のコミュニケーション」「PDCAサイクルの構築」「財政基盤の強化」「執行体制の再構築」の5つの方針に基づき、100項目のプログラムに取り組んできました。

(2) 改革推進プログラムの進捗状況

改革推進プログラム(計画期間：平成19年度～平成22年度)については、平成22年9月末現在で、100項目のうち、2項目が予定より前倒しで進行し、93項目が予定どおりに進行、5項目が予定より遅れているという進捗状況になっています。

<改革推進プログラムの進捗状況（平成22年9月末現在）>



(3) 財政効果

改革推進プログラムの取組により、歳入確保策の実施、人件費等の削減、事務費等の削減、施策等の見直しにより、4年間で約7億2千6百万円の財政効果を見込んでいます。

<小平市における行財政再構築の財政効果（平成19～22年度）>

（単位：百万円）

	19年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 見込	合計
歳入確保策の実施	41	4	6	32	83
人件費等の削減	66	67	28	283	444
事務費等の削減	45	24	10	30	109
施策等の見直し	33	9	16	32	90
合計	185	104	60	377	726

(4) 数値目標と達成状況

改革推進プログラムによる取組の結果、定員については目標を上回る削減を行うとともに、市債残高・実質公債費比率について改善傾向にあるものの、実質公債費比率¹以外の財政指標については、世界同時不況後の景気低迷の影響により、平成21年度決算において、経常収支比率²が96.7%、財政調整基金が26.9億円、市債残高（一般会計）が341.6億円となるなど、目標達成が困難な状況です。

<数値目標と達成状況（主な数値目標を抜粋）>

	目標値	19年度	20年度	21年度	22年度
定員	914人 (H22.4.1現在)	933人 (H19.4.1)	923人 (H20.4.1)	915人 (H21.4.1)	908人 (H22.4.1)
経常収支比率	94.0%以下 (22年度決算)	92.7% (19決算)	96.3% (20決算)	96.7% (21決算)	99.6% (22見込)
実質公債費比率	3.0%以下 (22年度まで)	4.7% (19決算)	4.0% (20決算)	3.2% (21決算)	2.5% (22見込)
財政調整基金	30億円 (22年度末)	32.2億円 (19決算)	29.9億円 (20決算)	26.9億円 (21決算)	20.9億円 (22見込)
市債残高 (一般会計)	302億円以内 (22年度末)	386.9億円 (19決算)	357.9億円 (20決算)	341.6億円 (21決算)	335.9億円 (22見込)

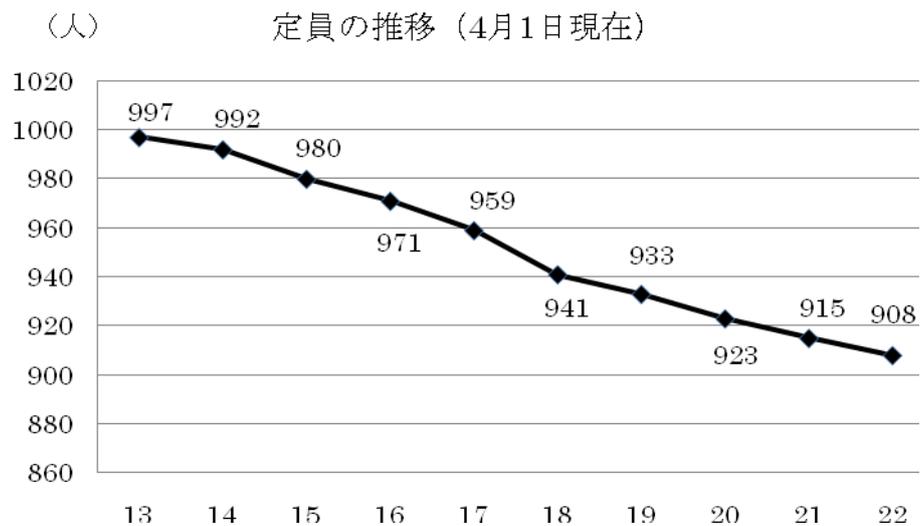
「定員」とは、定数内で定める市に必要な職員数。欠員を含み、他団体への派遣者を除く。

「経常収支比率」から「市債残高（一般会計）」の22見込は当初予算数値

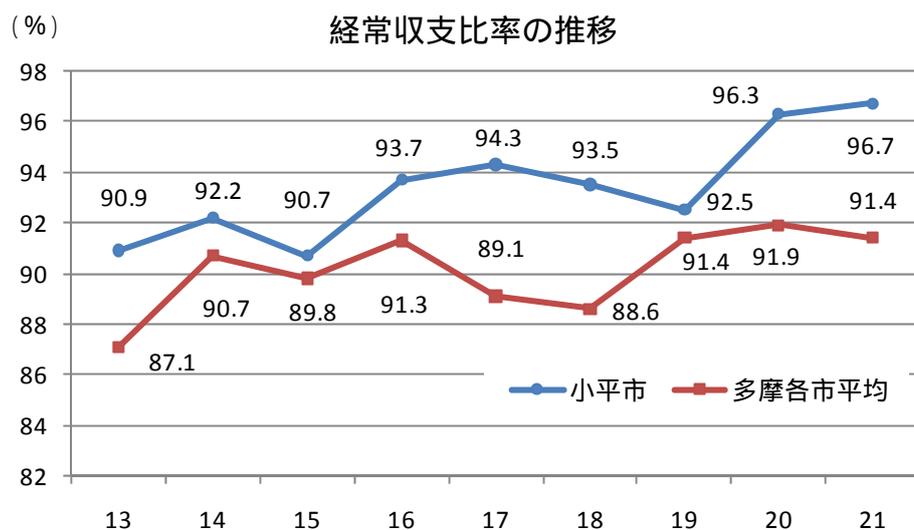
¹ 地方債協議制度への移行に伴い新たに導入された指標で、標準的な財政規模に対する公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の占める割合の、過去3年間の平均。公債費に充てられる特定財源や、地方交付税により措置のある財源等を除いて計算する。

² 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。概ね70～80%の間に分布するのが望ましいとされている。

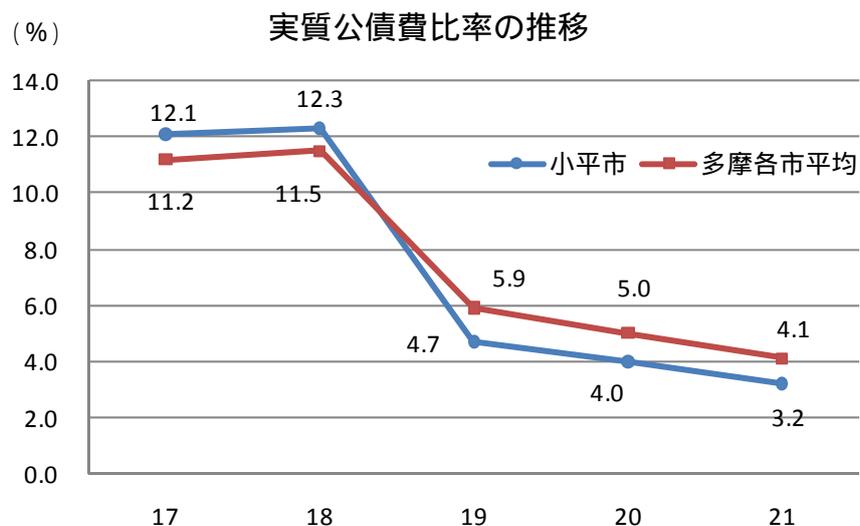
定員の推移



経常収支比率の推移

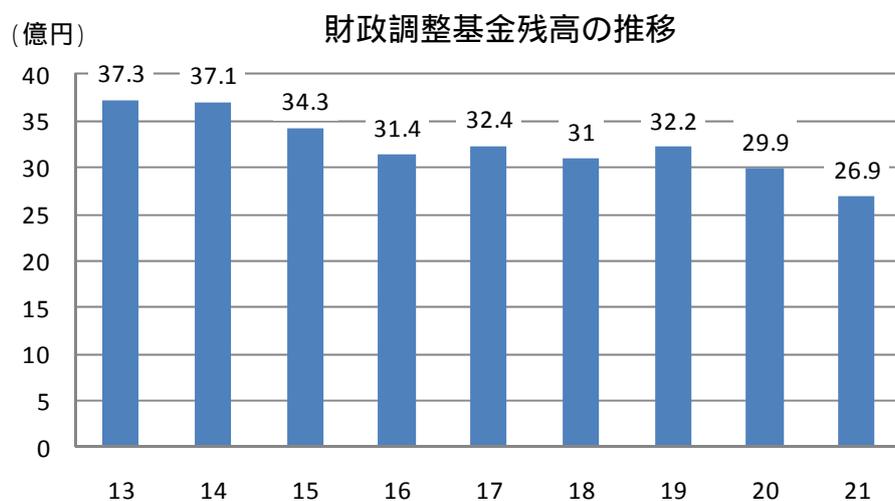


実質公債費比率残高の推移

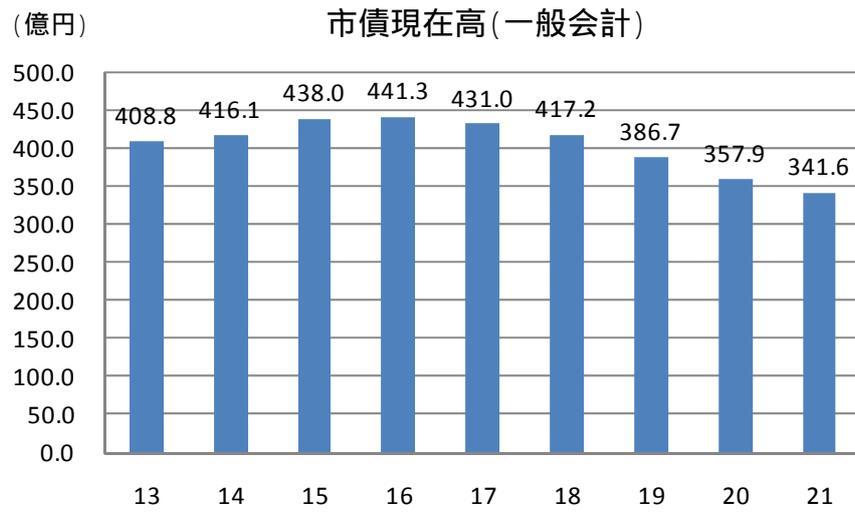


(注) 平成 19 年度決算より算定方法の変更あり (分子から元利償還に係る都市計画
税充当可能額を控除して算出している)

財政調整基金の推移



市債残高（一般会計）の推移



3 行財政再構築が求められる背景

現在の行財政再構築プランが平成 19 年 3 月に策定されてから、4 年が経過しました。この間、小平市の行財政を取り巻く状況は大きく変化しました。

平成 20 年 9 月のリーマンショック以降、落ち込んだ景気は、持ち直している気配はあるものの、依然低迷しております。厳しい経済状況の中、雇用の悪化が著しく、完全失業率は高い水準で推移しており、社会保障などセーフティネットの重要性が改めて問われてきております。こうした影響は、小平市に大きな影響を与えており、市税等歳入の減と社会保障費の増による財政の硬直化をもたらしました。

また、地方分権改革についても、この間、政権交代があり、「地域主権改革」と名前を変え、平成 22 年 6 月に「地域主権戦略大綱」が策定されました。小平市の行財政再構築プランの基軸である市民生活を支える「公共サービス」を「行政によるサービス」と「市民によるサービス」の 2 本柱で担う方向へと変革する「新しい公共空間」の形成についても、国により平成 22 年 6 月に「新しい公共」宣言が発表されるなどの動きがありました。

今後 5 年間については、以下の 4 つの要請に対応できるよう行財政の再構築を進めていく必要があります。

(1) 強まる財政再構築の要請

平成 20 年 9 月のリーマンショックに端を発する世界同時不況は、企業業績や失業率など雇用情勢の大幅な悪化という影響を市内企業や市民にもたらすとともに、市の財政にも大きな影響を与えました。

歳入面では、市民税の大幅な減という影響をもたらし、特に法人市民税は、平成 19 年度決算では約 25 億円であったのに対し、平成 22 年度予算においては約 8 億円となるなど著しい減となっています。このため、財政調整基金の取り崩しや赤字債である臨時財政対策債の発行を余儀なくされている状況です。

また、歳出面では、生活保護世帯の増などにより扶助費は増加傾向にある一方で、昭和 40～50 年代にかけて建設された、多くの公共施設が老朽化し、その維持・更新のための大きな財政負担も控えております。市の財政は決して楽観視できる状況ではありません。

平成 22 年度当初予算における経常収支比率 については 99.6%に達しており、財政の硬直化が進み、政策的経費に回せる余裕がほとんどない状態になっています。

また、小平市は平成 17 年度以降、普通交付税の不交付団体でしたが、法人税収の大幅な減もあり、平成 22 年度は 6 年ぶりに交付団体に移行しました。

昨年後半以降、日本経済は緩やかに回復しつつありますが、急激に進んだ円高の影響も懸念され、先行きが不透明な状況です。市の財政も、法人税収は若干回復の兆し

は見えつつありますが、個人所得の減少により個人市民税が減少していくことが危惧されます。今後についても楽観視はできず、引き続き、思い切った歳出の見直しや歳入拡充方策の実施を通じて、市民の共同の家計である市財政の健全化に向けた財政の再構築に取り組んでいく必要があります。

（２）行政再構築の推進

そうした財政再構築の要請とは、少子高齢化の進展も伴い行政再構築の推進を一層迫るものにほかなりません。少子高齢化は小平市においても確実に進んでおり、小平市の全人口に占める65歳以上の人口の割合は年々上昇しており、現行の行財政再構築プランを策定した平成19年における割合は18.6%（1月1日現在）だったのに対し、平成22年1月1日の同割合は20%を超えています。また、小平市の合計特殊出生率（平成20年度：1.25%）も全国平均（平成20年度：1.37%）を下回る水準で推移しており、今後もこの傾向が続くものと考えられます。増加が見込まれる医療や介護といった社会保障費をどのように確保するか、更に、一人暮らしの高齢者も増えており、高齢者向けの行政サービスをどのように提供していくかは今後の大きな課題です。

上記に加え、昨今の経済状況の悪化に伴い失業率は増加しており、小平市においても生活保護率の増や生活保護関係扶助費の増などに影響が表れています。また、景気対策としての緊急融資や、就職相談、保育園の待機児童といったさまざまな行政ニーズが顕在化しつつあります。厳しい財政状況の中、今後見込まれる行政需要の拡大に对应していくためには、財政の再構築とあわせて、行政の再構築をより一層推進していく必要があります。

（３）地方分権改革の主体的活用と自律的な行財政運営の強化

小平市は財政、行政両面から再構築を迫られていますが、同時に小平市の行財政の基本的な枠組みである地方自治制度も地方分権の動きが進みつつあります。

基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の見直し、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、ひも付き補助金の一括交付金化などの改革に向け、国の地域主権戦略会議における検討が進められています。

これらの動きは小平市にとって、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大などにより、小平市らしい行政サービスを提供することを可能とすることが期待されます。今後は、地方分権改革の成果を主体的に活用した自律的な行財政運営の推進が求められます。

また、市の職員にこれまで以上に地域公共感覚を備えた政策形成能力・政策法務能力が求められることとなり、市民と協働して暮らしやすいまちづくりを進める職員の

意識改革、更に職員の能力向上に向けた取組みが重要になってきます。

(4) 「新しい公共空間」とソーシャル・キャピタル³

こうした小平市の行財政再構築の要請、そして地方分権改革の動向は、小平市の行財政再構築の視点である「新しい公共空間」の拡充の必要性を一層強めています。

国においても、「新しい公共」の実現に向けた取組等について議論がなされているところですが、小平市では、行財政再構築プランにおいて、「新しい公共空間」の形成を行財政再構築の視点に据え、市民と行政とのパートナーシップと役割分担による効果的なサービスの提供に向け、「小平市自治基本条例」の制定や協働の推進に関する指針の策定、市民活動支援センターの開設などの取組を推進してきました。また、これらの基盤整備だけではなく、アダプト制度やクリーンメイト、コミュニティ・スクールなどの協働の取組を進めてきました。

今後は、平成 21 年度に自治運営の仕組みとその基本的な原理やルールを定めた「小平市自治基本条例」が制定されたことを踏まえ、その理念の実現に向け地域協働の取組を更に進めていく必要があります。

こうした改革をより豊かなものとして推し進めていくためには、新たな政策的視点として、ソーシャル・キャピタル(社会関係資本)の醸成・蓄積が「新しい公共空間」の拡充を図るソフトな基盤として求められます。「新しい公共空間」の拡充を図るソーシャル・キャピタルの豊かな醸成・蓄積に向けて、市民活動の支援をはじめ、小平市の多様な担い手の相互信頼と自発的な協力関係を生み出す交流・連携、そして、協働・自治の仕組みの開発と市民社会の活性化が求められます。

³ 人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「互酬性の規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴(「コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書」(平成 17 年 8 月 内閣府経済社会総合研究所編))

4 行財政再構築の基本的な視点

市政や公共を取り巻く環境が大きく変化していることから、今後は、以下の(1)(2)(3)の3つ視点を踏まえて、行財政の仕組みを再構築していきます。

今後の行政には、行政自ら公共サービスを提供するだけでなく、個人の市民はもとより、NPO、ボランティア団体、自治会、民間事業者など多様な公共の担い手とのパートナーシップ(連携)により公共サービスを提供していく仕組みや、公共サービスの品質を担保する仕組みをつくる役割が求められています。したがって、今後、市は、公共サービスの政策的な舵取り役として、多様な公共の担い手の持つ資源や能力を活かしながら公共サービスの価値を高めるとともに、自らが担う公共サービスについても自治の起点は市民であるという認識を大前提として、明確なビジョンと戦略の下で、実施していきます。

こうした方向で行財政を再構築していくためには、何よりも職員の意識と行動の変革が必要です。今日、市民と行政とが対等な立場で協働して公共サービスを担う「新しい公共空間」の形成が問われており、職員には、こうした「新しい公共空間」の担い手としての意識や行動が求められています。

そのため、今後は、実務を通じて市民と関わり合う中や、目標管理、行政評価、人事考課等のマネジメントシステム(運営管理の仕組み)の中で、市民の目線からものをみることの必要性等について職員の「気づき」を促していきます。これにより、職員が市民に対する説明責任やコスト意識の必要性を認識し、主体的に新たな行政の役割や課題を発見し、対応を考えていくことへとつなげていきます。

こうした職員の意識や行動の変革は、以下の視点を踏まえて行政の役割やあり方を再構築していくための欠かせない要素であり、また、こうした視点により再構築された行政組織においては、職員のさらなる意識や行動の変革が生まれていくという相乗効果もあります。

(1) 「新しい公共空間」の形成

少子高齢化や核家族化の進展による公共サービスのニーズの拡大や、個人の市民はもとより、NPO、ボランティア団体、自治会、民間事業者などの活躍による公共サービスの提供主体の多様化が進むなか、市民は自らが解決できない課題の解決のみを行政に委ねているという「補完性の原理⁴」が意識されるようになってきました。行政は、元々公共的なサービスを独占しているわけではなく、市民が自ら解決できることについては、行政が関与するべきではないと言われます。

したがって、今後は、市民と行政とが公共サービス価値の向上という使命を共有し、

⁴ 小さな単位でできることは大きな単位ではなく小さな単位にまかせ、小さな単位ではできなかつたり、できたとしても非効率的な事務事業のみをより大きな単位が行うべきであるという考え方

市民による解決ができるものは「市民によるサービス」として、市民による解決ができないものは「行政によるサービス」として、市民と行政とがパートナーシップ(連携)と役割分担により共に公共サービスを担う「新しい公共空間」の形成を図ります。そのため、地域協働⁵の推進を図るとともに、地域協働の前提となる市民との情報共有や双方向のコミュニケーションを積極的に進めていきます。

地域社会の運営は本来市民の役割であることから、地域が活性化していくことは、これまで行政が独占してきた公共の仕事を市民自らの手元に取り戻すべく、新たな自治を市民から行政に対し発信していくことにもなります。こうした市民の自治がしっかりと根付いていく過程では、公共の仕事に関わることから、地域自治の担い手も地域からの信頼と支持を得るための説明責任が求められてくると考えます。

(2) 「市民本位」の市政の実現

地方分権改革により、各地域が独自に政策を立案、実施できるようになり、行政は何をよりどころに政策を決定し、実施していくのかということが改めて問われています。そして、こうした流れの中で、自治の起点は市民であって、各地域にふさわしいサービスや受益と負担のあり方などは、そもそも市民が決めることであるということが強く意識されてきています。

したがって、今後は、市民が何を求めているかを適切に把握した上で、市民の参加のもと政策を決定、実施、見直していくことが求められます。そのため、企画立案段階のみではなく、実施、検証、評価、見直し等も含めた計画(Plan) 実施(Do) 評価(Check) 見直し(Action)のPDCAサイクル⁶の全ての過程において、市民の声を取り入れる仕組みを検討していくとともに、市民にしっかりと説明を行い、市民の信頼と支持を得ることができる「市民本位」の市政を実現していきます。また、財政や執行体制についても、市民の目線から見直しを図っていきます。

(3) 「自立性」の高い市政の実現

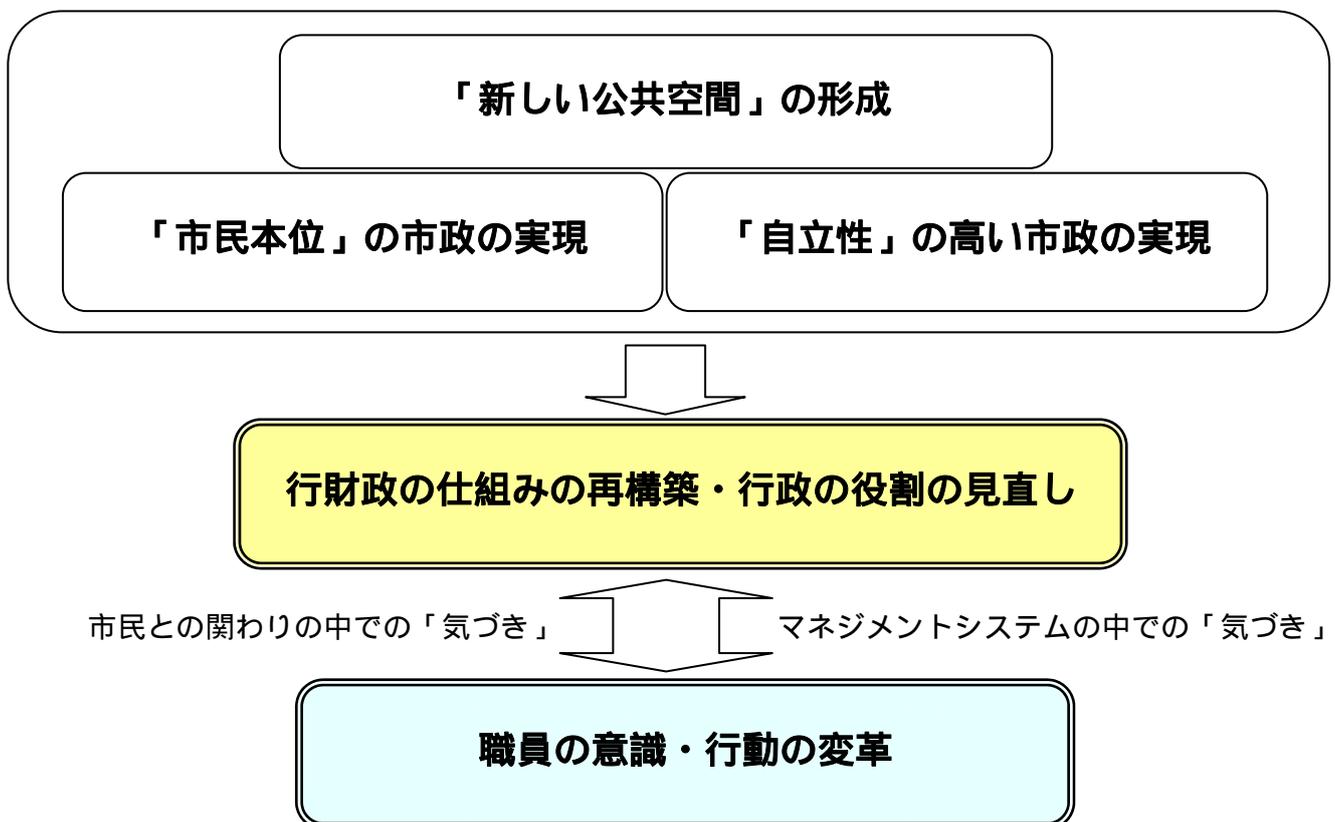
地方分権改革では、従来の中央集権型社会から、地域自らの負担と選択により個々の地域にふさわしいサービスを提供していく分権型社会への転換を図ることが目的とされています。その中で、市は、最も身近な行政サービスの提供主体として、それぞれの地域にふさわしいサービスを提供し、地域全体のくらしの質を向上させていく中心的な役割を担うことを期待されています。

⁵ 一定の地域を前提として、そこに存在する市民が参画している多様な主体が、当該地域が必要とする公共的サービスの提供を協力して行う状態

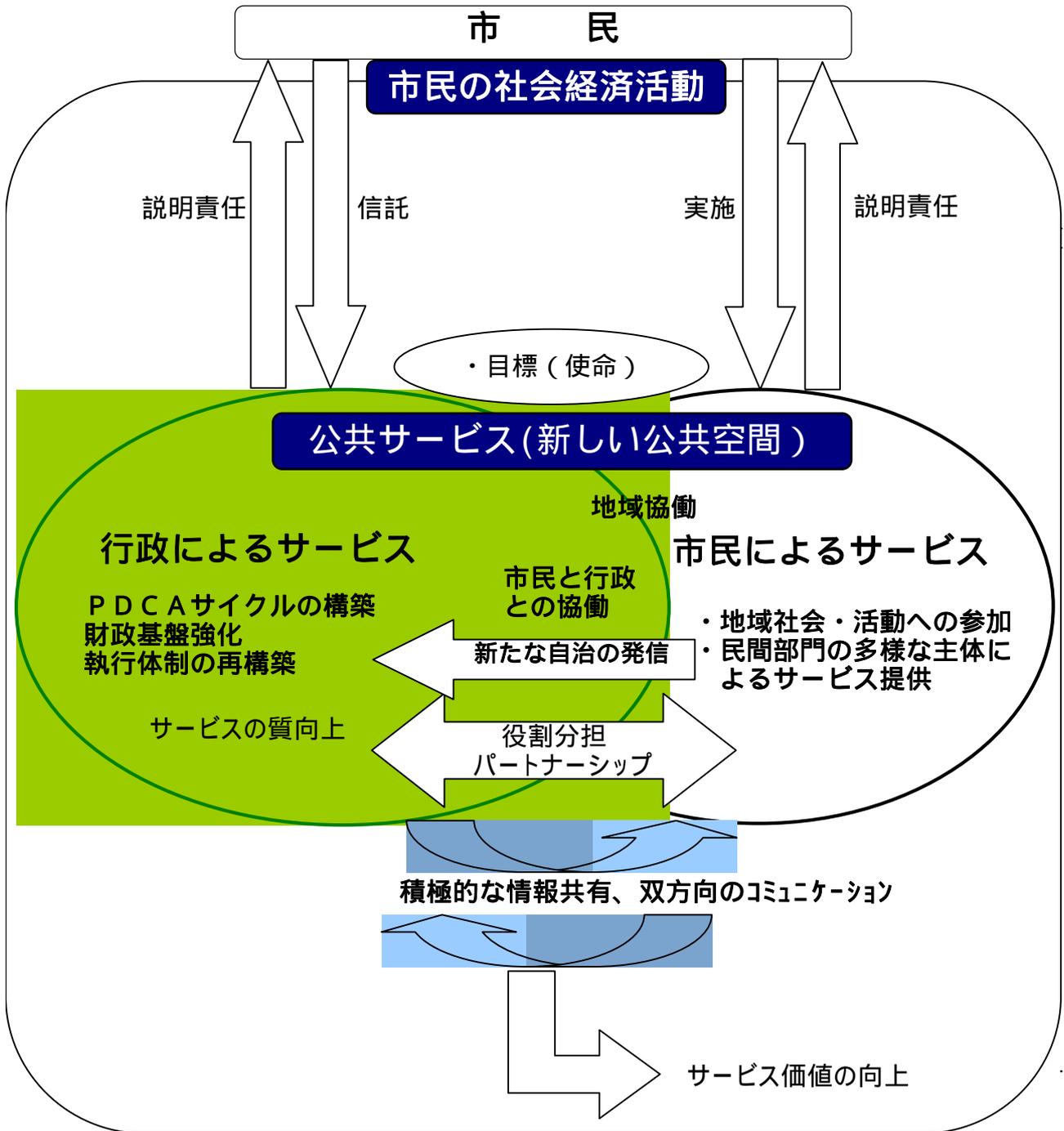
⁶ 計画(Plan)を立て実施(Do)した結果を検証・評価(Check)し見直す(Action)仕組み。事業活動において業務を計画通りスムーズに進めるための管理サイクルの一つで、企画し実施した事業について評価検証を加え、その分析から得られる改善点を再び企画段階に生かしていくというねらいがある

こうした役割を果たしていくため、今後は、硬直化している財政基盤を強化し、効果的かつ効率的なサービスの執行体制を構築するなど、「自立性」の高い行財政運営を行うとともに、自らの責任で政策を立案、実施、説明していく政策的にも自立した市政を実現していきます。

行財政再構築の基本的な視点



公共サービスのあり方（概念図）



この図は、今後の公共サービスとその担い手の関係等を示した概念図です

ここにおける「市民」とは、個人だけではなく、NPO、ボランティア団体、自治会、民間事業者などの団体市民や企業市民も含むものとしています。したがって、「市民の社会経済活動」には、NPOやボランティア団体等による市民活動や民間事業者の活動等も含まれます

5 行財政再構築の方向性

行財政再構築の視点に基づき、次の3つの方向性を目指していきます。

方向性1：パートナーシップと役割分担による効果的なサービスの提供

市民と行政とが共に公共サービスを担う「新しい公共空間」の形成を目指すため、多様な主体と行政とがパートナーシップや役割分担により効果的にサービスを提供する体制を築きます。

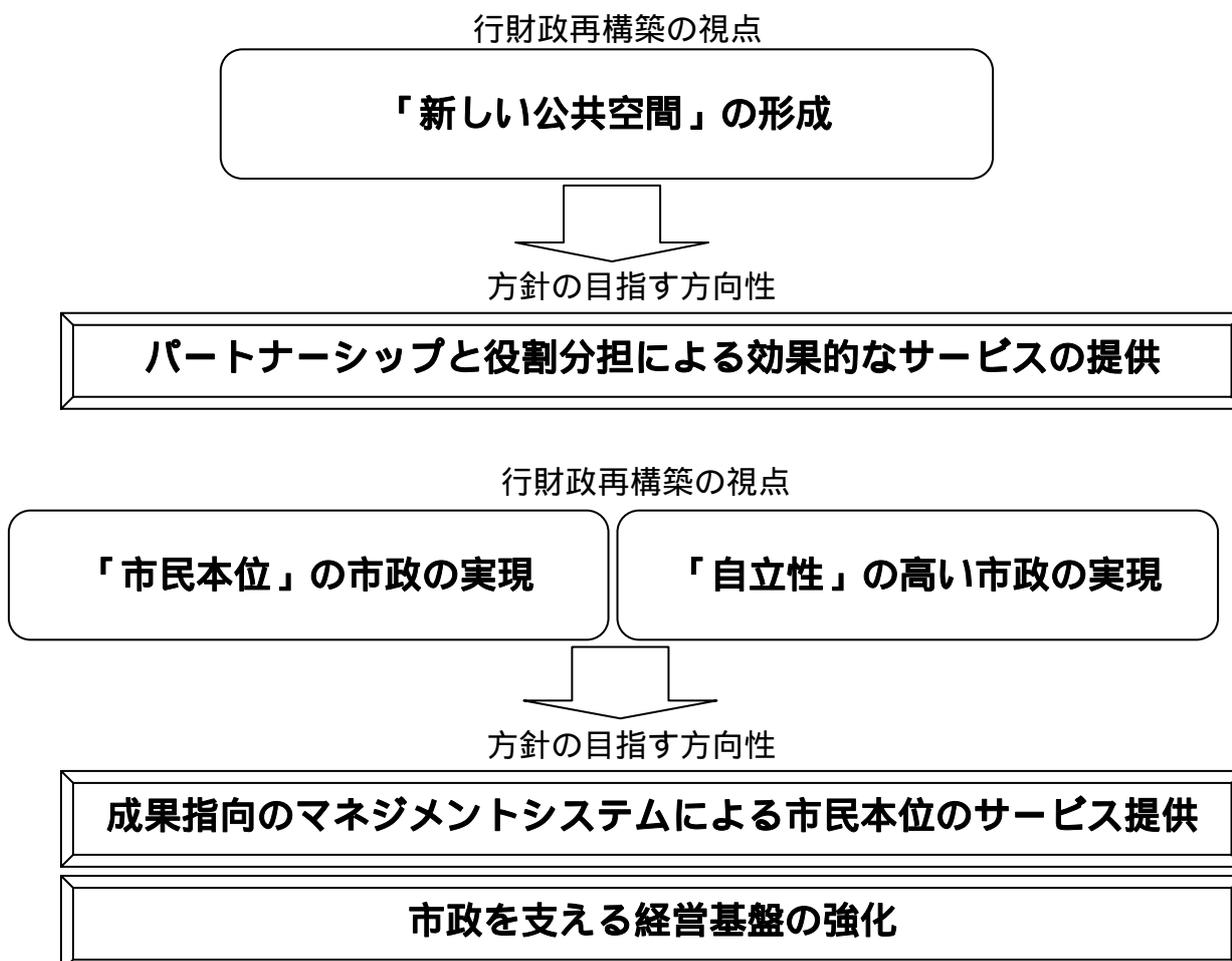
方向性2：成果指向のマネジメントシステムによる市民本位のサービス提供

「市民本位」で「自立性」の高い市政の実現に向け、漫然と事業を行うのではなく、どのような公共的価値(成果)をもたらすためにサービスを提供するのかを意識し、事業を見直し改善していくことのできるマネジメント(運営管理)の仕組みを構築します。

方向性3：市政を支える経営基盤の強化

市民により良いサービスを提供していくため、あらゆる資源を有効に活用し最大の効果をあげていく視点から、硬直化が進む市財政の基盤強化や執行体制の再構築など、市政を支える経営基盤の強化を図ります。

行財政再構築の視点と方向性



6 行財政再構築の方針

行財政再構築に向けた3つの方向性の実現に向け、次の5つの方針を定めます。

方針1：地域協働の推進

パートナーシップ（連携）と役割分担による効果的なサービスの提供を実現していくため、「地域協働」を推進し、市民と行政との協働を進めるとともに、多様な主体が連携しながら質の高い公共サービスを提供していくことができる体制を築いていきます。

方針2：情報の共有と双方向のコミュニケーション

パートナーシップ（連携）と役割分担による効果的なサービスの提供を実現するため、市民と行政との間での情報共有を進めるとともに、多様な手段によって双方向のコミュニケーションを図ることなどにより、市民が市政に参加するきっかけや、市民と行政との信頼関係を構築していきます。

方針3：PDCAサイクルの構築

成果指向のマネジメントシステム（運営管理の仕組み）による市民本位のサービス提供を実現するため、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）の過程をたどるPDCAサイクルの構築により、市民の目線から事業の必要性を見直ししていくことのできる行財政運営の体制を構築していきます。

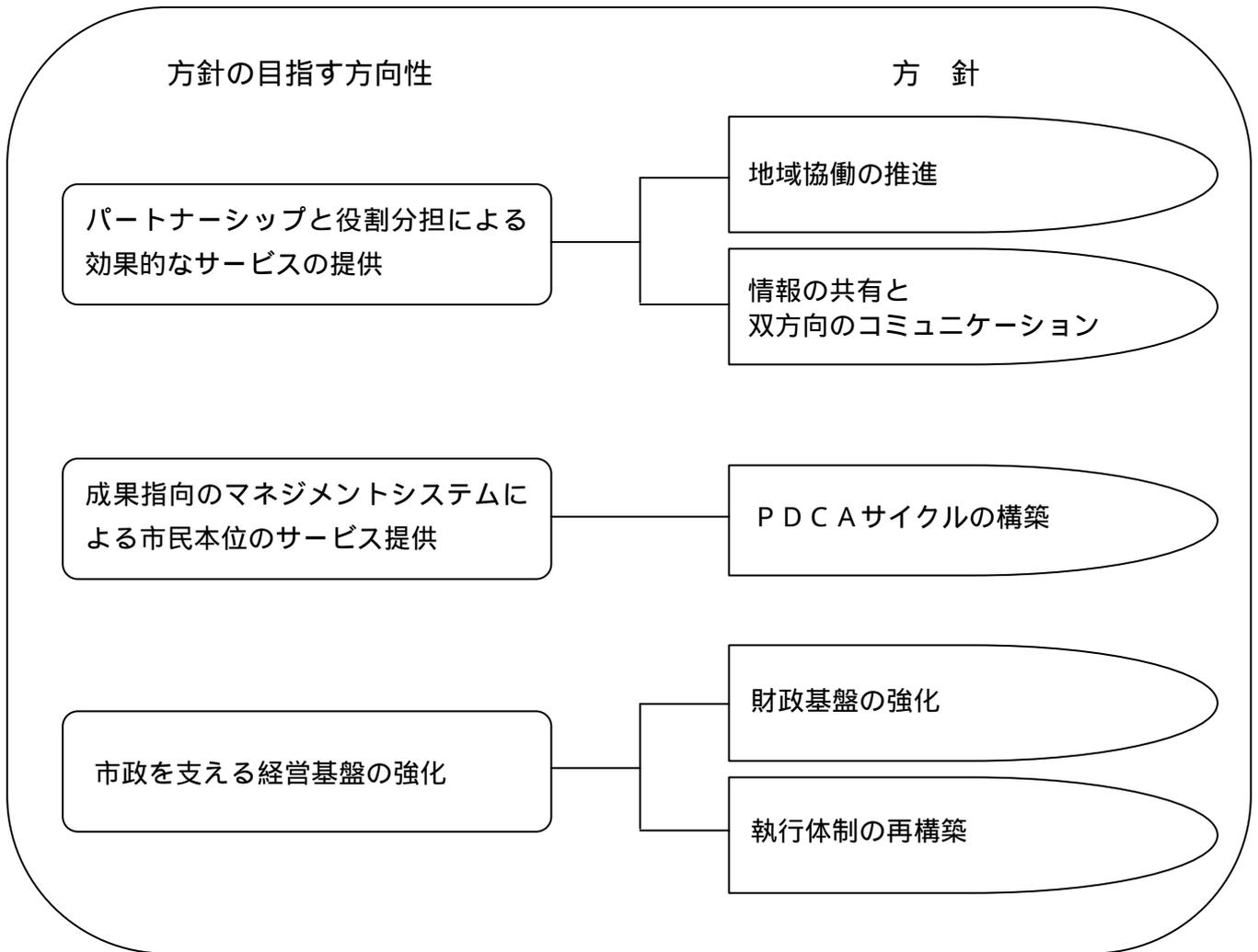
方針4：財政基盤の強化

限りある財源を有効に活用していくため、優先的に取り組む施策を明らかにした上で長期的な視野から公債費や基金等のあり方を考える計画的な財政運営を行うとともに、歳入を増やし歳出を減らすさまざまな取組により財政基盤を強化していきます。

方針5：執行体制の再構築

経営基盤の強化を図るためには、あらゆる資源を有効に活用していくことが求められることから、今後、公共施設、組織体制、人事給与制度など、サービスの提供体制を幅広い視点から見直し、市民満足度の高いサービスを職員一人ひとりの持てる力を結集し効果的かつ効率的に行う執行体制へと再構築していきます。

方針の目指す方向性と方針



第2章 方針の内容

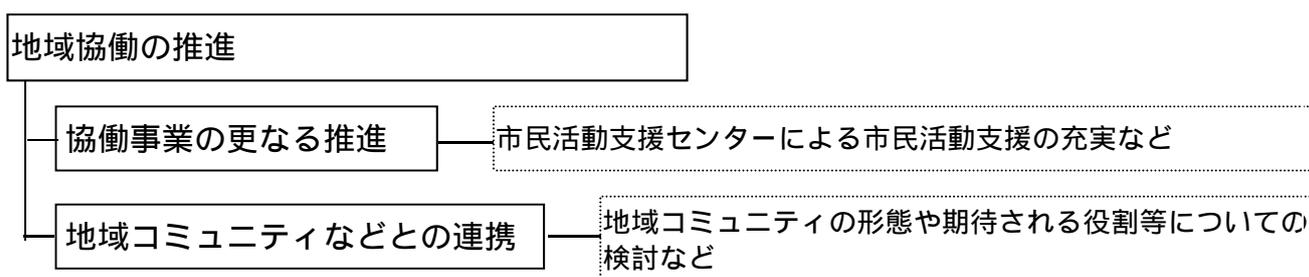
1 地域協働の推進

< 基本的考え方 >

公共に求められる多様化する市民ニーズに応え、地域全体の公共サービスの価値を上げていくためには、個人の市民はもとより、地域を支えるNPO、ボランティア団体、自治会、民間事業者などの多様な主体と行政との連携と役割分担による公共サービスの提供体制を構築する必要があります。

地域協働を更に推進していくため、NPOなどのテーマ型コミュニティとの協働事業の更なる推進と自治会や町会などといった地域コミュニティなどとの連携などの地域協働をより一層進めていく必要があります。

< 実施策の体系 >



(1) 協働事業の更なる推進

これまで構築してきた、協働の基盤を活用し、平成20年10月に策定した「協働の推進に関する指針」に基づき、NPOなどのテーマ型コミュニティとの協働を着実に推進していきます。

具体的には、市として市民活動団体の支援、協働事業の着実な推進、庁内における協働推進体制の充実などの取組を進めていくとともに、市民に対する講演会

などを通じ、協働に対する市民の理解を深めていきます。

(2) 地域コミュニティなどとの連携

自治会・町会などの地域コミュニティは、団塊世代の退職により地域で暮らす人が増える中、それら人々の地域活動の受け皿となり、「新しい公共空間」における公共サービスの担い手となることが期待される一方、近年、加入率の低下や担い手の不足などの問題が生じつつあります。

今後は、自治会・町会への支援策のあり方の検討とともに、自治会・町会に加え、地域にある企業や大学などさまざまな主体が参加する「コミュニティ・プラットフォーム」の導入についても検討していきます。

また、小平市は市内にさまざまな大学を有する学園都市です。これまで学校支援ボランティア活動などを通じ、大学生が小・中学校に関わるなどの協働の取組が進められてきましたが、今後より一層、行政がさまざまな大学と連携を深めることで、大学の専門性や学生のパワーを活かしたまちづくりができないかなどについて研究・検討を進めていきます。

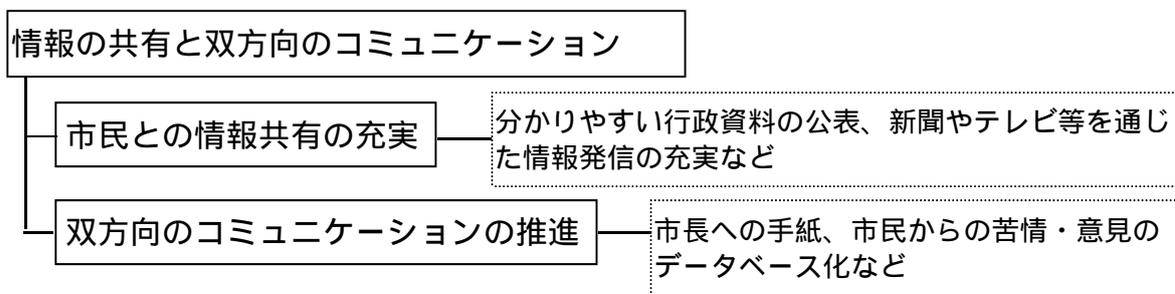
2 情報の共有と双方向のコミュニケーション

< 基本的考え方 >

パートナーシップ（連携）と役割分担による効果的なサービスの提供を実現するためには、まず、市民の市政への参加を促し、市民と行政との信頼関係を構築していく必要があります。また、政策の立案、選択、実施等には、市と市民とが知恵を出し合うとともに、政策に関して市民の理解、支持、協力を得ることが必要不可欠です。

今後もホームページやさまざまな形で配布を行っている市報を含めた情報提供手段の充実を図り、市の情報が市民により分かりやすく伝わるようにしていきます。また、市民、NPO、企業、大学などと市職員が接する機会の創出や市民の意見の庁内における活用促進など、市民と行政の間でこれまで以上に密接なコミュニケーションが図られるよう取り組んでいきます。

< 実施策の体系 >



(1) 市民との情報共有の充実

これまでの主に、ホームページや市報を活用した取組は重要な取組であり、今後も充実を図っていきます。また、これらの取組に加え、市の取組を新聞記事などに取り上げてもらうなどのパブリシティ活動を推進するとともに、SNS⁷やツ

⁷ SNS (Social Networking Site) とは、「人と人とのつながりを促進・サポートをする機能を持ち、ユーザ間のコミュニケーションがサービスの価値の源泉となっている会員専用のウェブサービス」(「ブログ・SNS の経済効果に関する調査研究《報告書》」平成 21 年 9 月総務省 情報通信政策研究所)

ツイッター⁸など新しい情報伝達手段を活用することも重要です。

(2) 双方向のコミュニケーションの推進

市と市民が円滑なコミュニケーションを図っていくためには、地域協働の取組を着実に積み重ね、市職員と市民との信頼関係を構築していくとともに、市民と直に接する機会を増やしていくことに合わせ、市民から寄せられた意見や苦情などを共有できるような仕組みを構築していきます。

⁸ ツイッター（Twitter）とは、Twitter社が2006年に開始したミニブログサービスで、140文字以内の短い投稿（ツイート）を閲覧するサービス

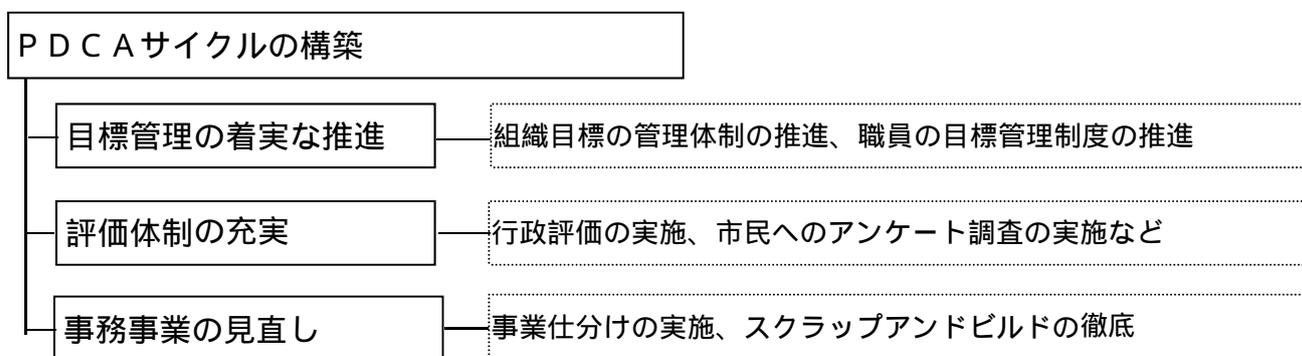
3 P D C Aサイクルの構築

< 基本的考え方 >

成果指向のマネジメントシステムによる市民本位のサービス提供を実現するためには、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）の過程をたどるP D C Aサイクルを機能させ、絶えず市民の目線から事業を見直すとともに、事業の実施や見直しの必要性等について自ら説明していくことのできる自立性の高い行財政運営を行っていく必要があります。

そのため、これまで取り組んできた、目標管理や行政評価などの制度を着実に推進し、実際の事務事業の見直しや改善を進めるとともに、取組を進める中で制度のレベルアップを図っていきます。

< 実施策の体系 >



(1) 目標管理の着実な推進

組織及び職員個人の目標については、長期総合計画や予算で示されている市全体の方向性と整合性をもち、目標達成に向けては、組織及び職員個人の目標がそれぞれ関係性を持ち、かつ、組織間、職員間で共有されていることが必要です。

また、目標設定にあたっては、達成すべき目標や時期を明確にしたうえで、取組の進捗状況を把握しやすくするとともに、達成状況を人事考課などにより密接にリンクさせるなど、組織や個人の頑張りを適切に評価できるようにすべきです。

(2) 評価体制の充実

事務事業や施策の進捗状況や取組成果を評価するにあたっての適切な指標の設定や、取組成果を測るうえでの適切な調査方法について検討を進めるなど評価のレベルアップを図っていきます。また、これらの評価結果を事務事業の見直しなどに活用し、業務改善を更に推進していきます。

(3) 事務事業の見直し

近年、行政に対するニーズが多様化するとともに、増大する傾向にあります。しかし、厳しい財政状況を鑑みると、これまでと同様に増大していく行政に対するニーズの全てに応えていくことが困難です。

今後は、限られた財源の中で、事業の選択と集中を進める必要があります。事業の選択と集中を行うにあたっては、客観性のあるデータに基づき、説得力のある説明をしていくとともに、市民への情報提供を行いながら見直しを進めます。また、市民の参加と協働や民間事業者の活用といった視点を踏まえ、1つの事業で複数の効果が生じるように、他の事業と連携するなど創意工夫を行うことが重要です。

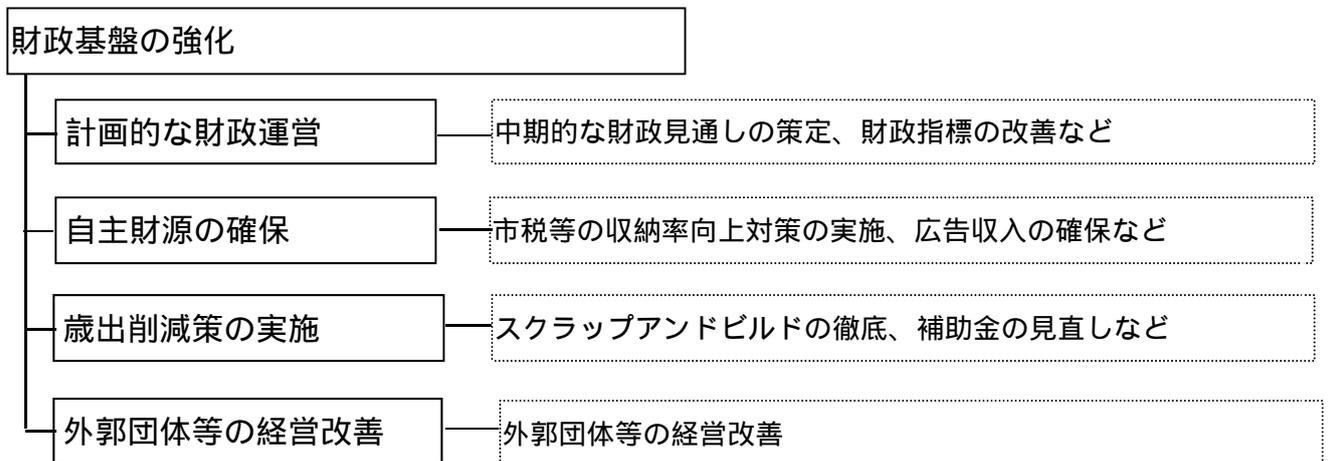
4 財政基盤の強化

< 基本的考え方 >

地方分権改革の進展に伴い、自治体には自立性の高い財政運営が求められていますが、市では、平成 20 年秋の世界同時不況以降、税収が大幅な減少傾向にある中、社会保障費等の義務的支出が年々増加するなど、市財政の硬直化が進んでいます。

こうした厳しい状況下において限りある資源を有効に活用するため、優先的に取り組む施策を明らかにした上で、施策を着実に実施していくために長期的な視野から公債費や基金等のあり方を考える計画的な財政運営を行います。また、収納率のさらなる向上や広告収入の確保等により自主財源を確保し、補助金の見直しや事業費等の削減等により歳出削減を図るなど、歳入を増やし歳出を減らすさまざまな取組により財政基盤を強化していきます。

< 実施策の体系 >



(1) 計画的な財政運営

今後見込まれる公共施設の更新に向けた財源確保という点に留意しつつ、計画的な財政運営を行う必要があります。近年、高い水準で推移している経常収支比率をはじめ、基金残高や債務総額について、将来望ましい水準とそれを達成するための戦略を明確にしたうえで、健全な財政の実現に向けた取組を進めていきます。

(2) 自主財源の確保

市税等の収納率向上や受益者負担の適正化などに加え、他市の事例等を踏まえつつ、積極的に新たな財源確保策の検討を行っていきます。

(3) 歳出削減策の実施

厳しい財政状況の中、真に必要とされる行政サービスを提供していくために、行政評価の結果などを活用し、事業の選択と集中を進め、補助金なども含め既存経費について、ゼロベースで見直しを実施します。

(4) 外郭団体等の経営改善

外郭団体や財政援助団体について、各団体の自立性を高めるため、市の関与について見直しを実施するとともに、市民への情報公開やサービスの向上を促していきます。

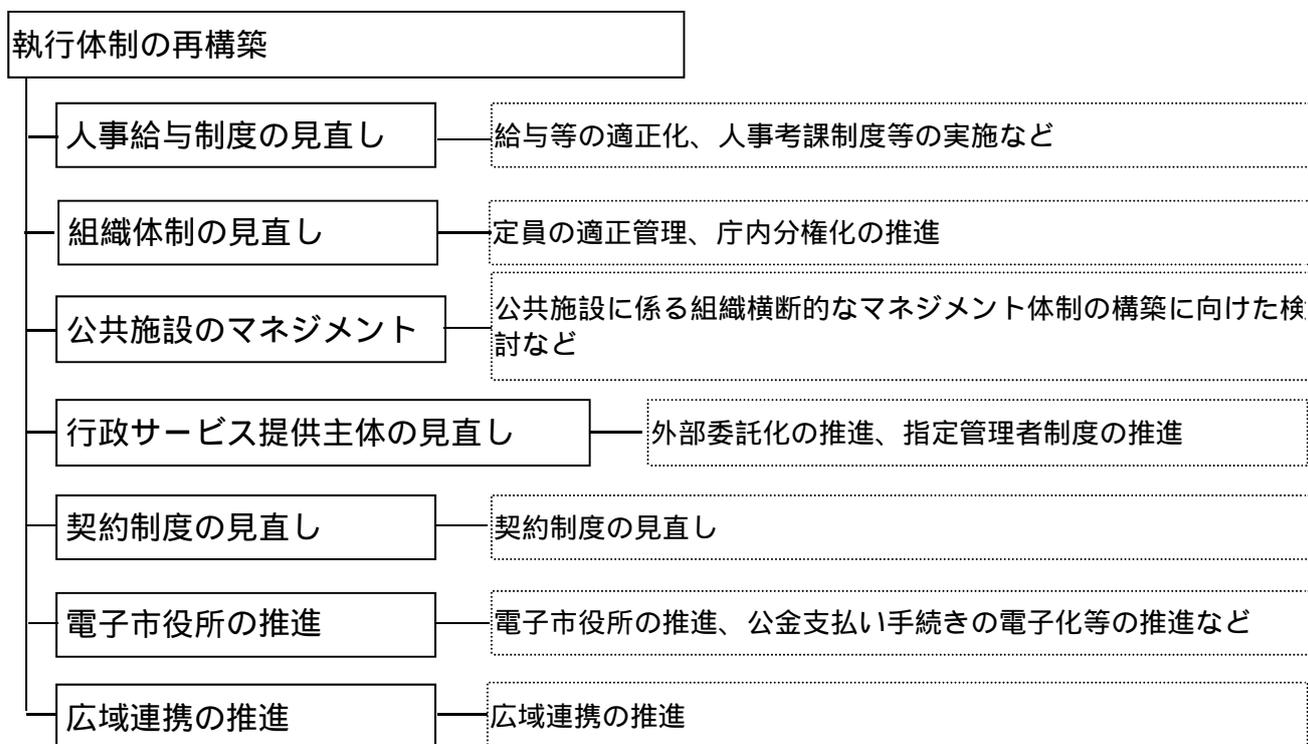
5 執行体制の再構築

< 基本的考え方 >

経営基盤の強化を図るためには、あらゆる資源を有効に活用していくことが求められます。そのため、人事給与制度や組織体制の見直しにより人材の有効活用や事業効果の向上を図るとともに、公共施設のマネジメント（運営管理）体制や行政サービスの提供主体の見直しを図るなど、サービスの提供体制を幅広い視点から見直し、市民満足度の高いサービスを、職員一人ひとりの持てる力を結集し、効果的かつ効率的に提供していく執行体制へと再構築していきます。

また、各種手続の電子化やシステム構築を進めることなどにより、市民サービスの向上や事務効率化を図るとともに、近隣市など他市との連携を進めることにより、事業効果の向上を図っていきます。

< 実施策の体系 >



(1) 人事給与制度の見直し

給与等については、国や都の動向等を踏まえ、適正化に努めるとともに、勤務実績を職員の給与に反映させるなど、職員のモチベーションを高め、努力した人が報われる加点主義考課と職員の納得性を確保するような仕組みを導入していきます。また、研修・人材育成策や多様な人材確保に向けた取組を充実させ、人材育成基本方針に掲げる人材の育成を行います。

(2) 組織体制の見直し

現在の効率的な執行体制を維持していくため、引き続き、計画的な定員の適正管理を行う必要があります。また、重要プロジェクトの重点的、総合的な推進に向けたプロジェクトチームの活用など、行政の縦割りを脱却した組織動態化の推進が必要です。

庁内分権化の推進にあたっては、新たな行政課題などに柔軟に対応できるような仕組みの構築を目指します。

(3) 公共施設のマネジメント

計画的な修繕、施設の有効活用を継続して実施するとともに、昭和 40～50 年代に整備された公共施設のうち、老朽化が進んでいる施設について、あり方の検討を行います。

施設のあり方の検討に際しては、各課の所管する縦割り・目的別の施設を市民ニーズの変化に対応するよう、機能・サービスの複合化や融合を検討します。

(4) 行政サービス提供主体の見直し

サービスの効率性と質を高めるため、モニタリング（継続監視）の仕組みや、サービスの実施主体として市の要求水準を明確に示していく仕組みを整えた上で、外部委託化や指定管理者制度の導入を進めるなど、行政サービスの提供主体の見直しを図っていきます。

(5) 契約制度の見直し

「小平市調達の基本指針」に従い、総合評価方式の導入を含めた契約制度の見直しを進めていきます。

(6) 電子市役所の推進

各種手続の電子化については、電子化が可能な手続数を更に増やしていくとともに、電子申請などの利用件数の更なる増に向け、積極的に P R を行い、市民の認知度を高めていきます。

また、市役所の各種システムについては、業務の効率化や維持管理コストの削減のために、費用対効果を検証したうえで、再構築を進めていきます。なお、再構築にあたっては、セキュリティや個人情報保護に留意しつつ、クラウド やパッケージソフト、他市との共同化などの方法を検討します。

(7) 広域連携の推進

広域連携は、今後、地方分権による事務移譲や新たな行政需要に対応する際の有望な選択肢の一つと考えられます。今後とも、広域連携による行政サービスの向上や財政面での効果が見込まれる事務や、生活者の視点から広域的な連携が求められる事務について、広域連携の実施に向けた検討を行っていきます。

第 2 部

小平市第 2 次改革推進プログラム

第 1 章 策定の趣旨と推進体制

1 策定の趣旨

(1) 策定の趣旨

行財政の再構築を着実に進めるため、「行財政再構築方針」に基づき計画期間内に取り組むべき項目を「第 2 次改革推進プログラム」として定め、具体的な取組内容や推進担当課、年度計画等を明らかにしました。

(2) 計画期間

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を対象期間とします。

なお、「第 2 次改革推進プログラム」は、取組の 3 年目である平成 25 年度末に、後半の平成 26 年度から 27 年度の 2 年間のスケジュール等を、社会経済状況の変化等にあわせて見直す予定です。

2 推進体制

今後、「第2次改革推進プログラム」については、以下のとおり進行管理を行うことにより、全庁を挙げて行財政の再構築を推進していきます。

進捗状況の管理と公表

各所管課の取組の進捗状況は定期的に市報やホームページで公表していきます。その中で、成果指標についても、実績の把握を行うとともに、実績等を踏まえ、各年度の目標設定を行い、目標の達成に向け、進捗管理を行っていきます。

市民意見の聴取と反映

各所管課の取組に関して市民からの意見や提案を受け付け、取組への反映を図っていきます。

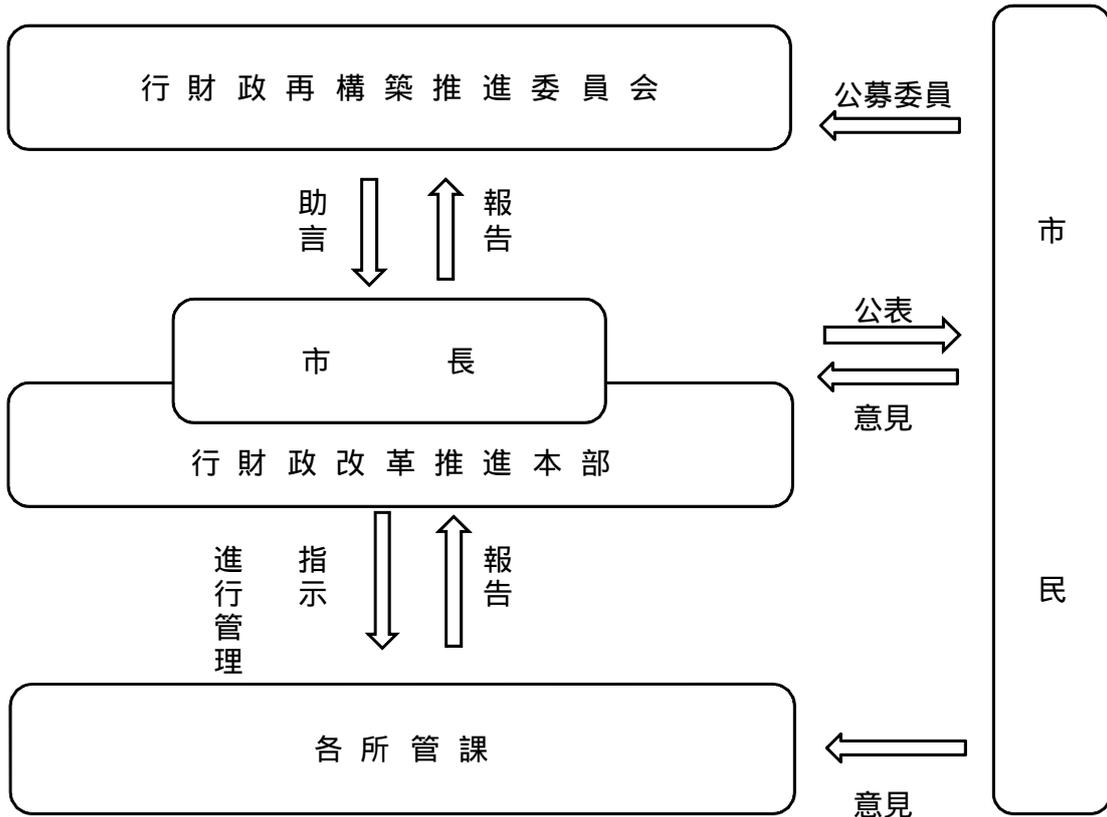
行財政改革推進本部への報告と市長による指示等

各所管課の取組の進捗状況については、庁内の管理職等で構成する行財政改革推進本部に定期的に報告し、本部長である市長から必要な指示等を受けます。

行財政再構築推進委員会への報告と委員会による助言

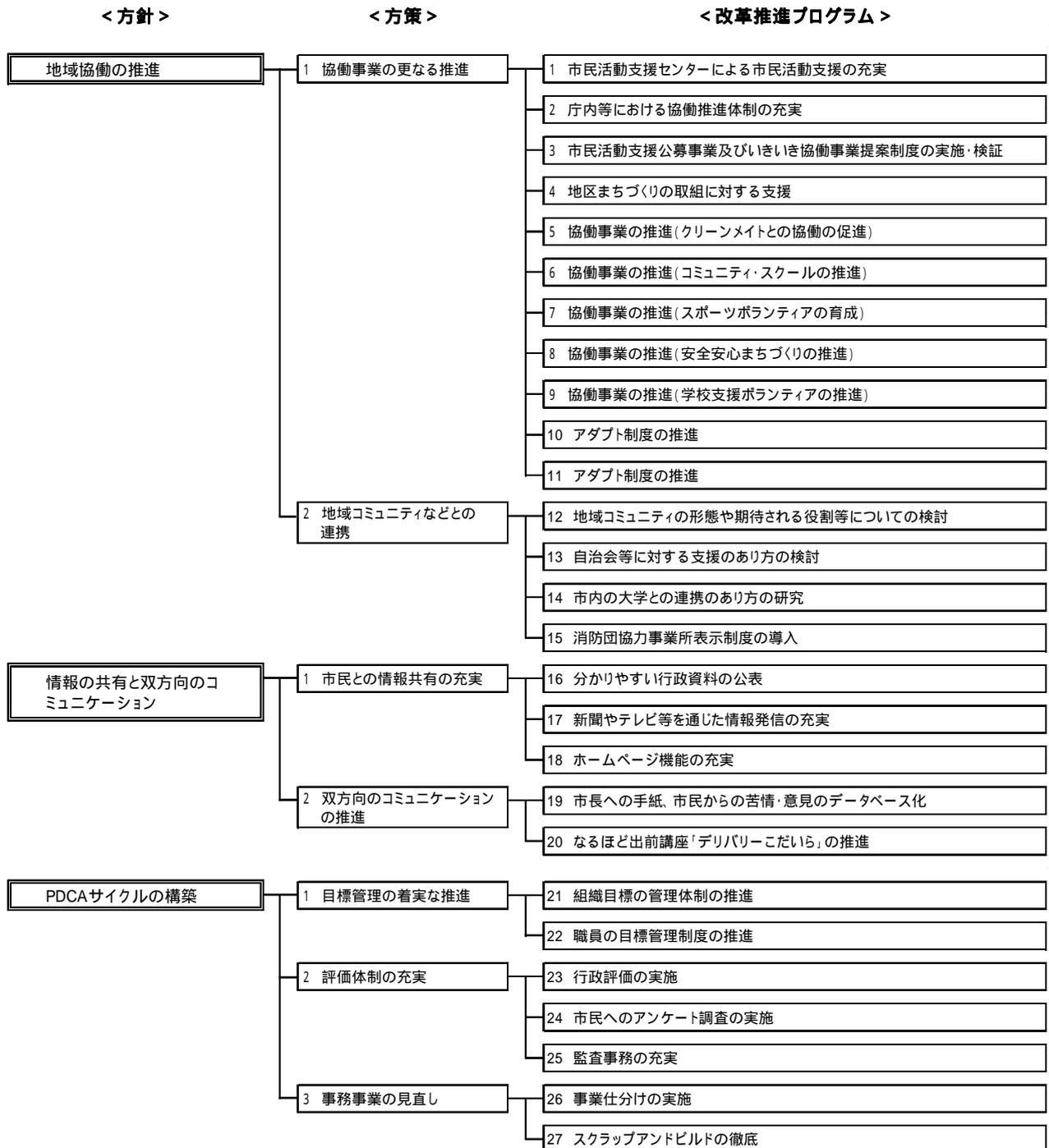
市長から有識者や公募市民で構成する行財政再構築推進委員会に、各所管課の取組の進捗状況について報告し、委員会から必要な助言を受けます。なお、委員の意見についても、市報やホームページで公表していきます。

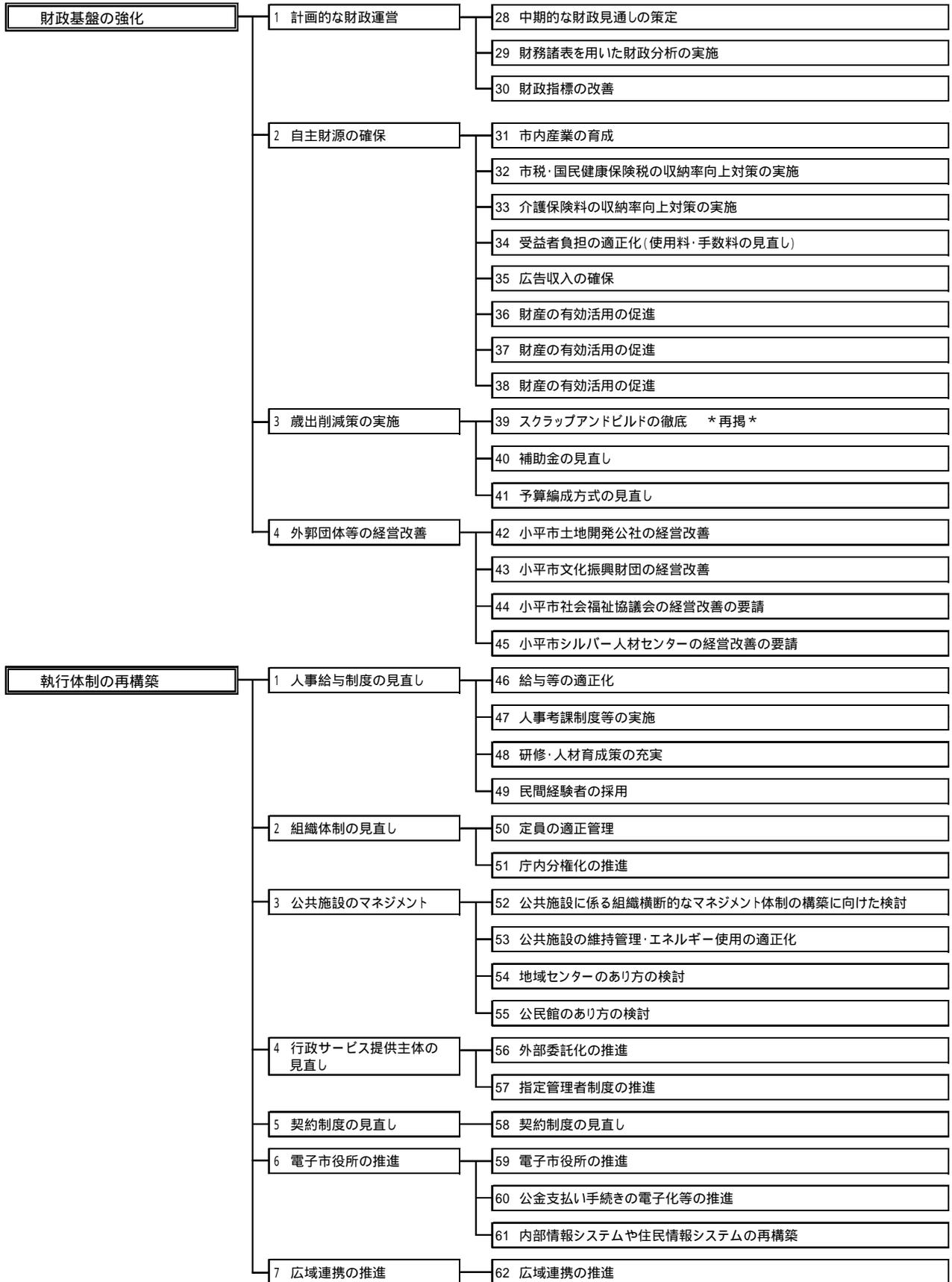
行財政再構築の推進体制



第2章 取組の内容

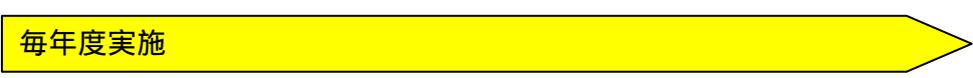
改革推進プログラムの実施項目の体系

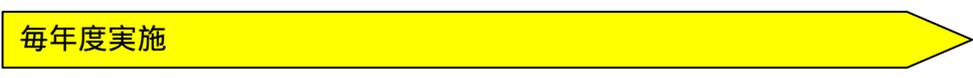




1 地域協働の推進

(1) 協働事業の更なる推進

No.	実施項目					推進担当課
1	市民活動支援センターによる市民活動支援の充実					参事（市民協働）
実施目的	市民自らが市民活動を支援する「市民主体の運営」による市民活動支援センター機能の充実を図る。					
実施内容	実施内容				実施予定年度	
	1 学習及び交流の機会を提供する事業の実施 2 市民活動の情報収集及び発信事業の実施 3 市民活動に関する相談事業の実施				平成 23～27 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				成果指標	
	市民団体、NPO、企業、大学、自治会・町会の連携が進み、コミュニティの形成が図られる。				センター来場者・学習会等参加者数	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
						

No.	実施項目					推進担当課
2	庁内等における協働推進体制の充実					参事（市民協働）
実施目的	職員等の意識改革を進め、協働を実施する際の取り組み姿勢（協働の原則）の理解促進を目指す。					
実施内容	実施内容				実施予定年度	
	1 協働に関する啓発活動（庁内研修会・市民講演会等） 2 協働に関する職員向けハンドブックの作成 3 協働の評価に関する検討				平成 23～27 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				成果指標	
	職員の協働に対する認識を深め、市民の理解を得て、協働の取り組みを増やすことにより協働の一層の推進が図られる。				市民及び職員に対するアンケート結果	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
						

No.	実施項目			推進担当課	
3	市民活動支援公募事業及びいきいき協働事業提案制度の実施・検証			参事（市民協働）	
実施目的	市民や自治会・町会、市民活動団体等の発想や提案、活力を市政に取り入れ、市民視点からより良い公共的サービスの提供を図る。				
実施内容	実施内容			実施予定年度	
	1 市民活動支援公募事業の実施・検証 2 いきいき協働事業提案制度の実施・検証			平成 23～27 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	市民活動団体の支援及び協働事業の推進を通じて、地域の活力が高まり市民活動の推進が図られ、市民視点からのより良い公共的サービスの提供が図られる。			事業対象者に対するアンケート結果	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					

No.	実施項目				推進担当課
4	地区まちづくりの取組に対する支援				まちづくり課
実施目的	小平市都市計画マスタープランに掲げる将来の都市像を実現するため、参加と協働によるまちづくりを基本として、地区のまちづくり活動が推進されるよう市として支援を行う。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	小平市民等提案型まちづくり条例に基づき、以下の取組を行う。 1 地区のまちづくりの推進に必要な情報の提供、地区のまちづくり団体の成果発表や相互交流の場として「まちづくりシンポジウム」を開催する。 2 地区のまちづくり団体に対し、まちづくりに関する専門的な知識、経験等を有する「まちづくりアドバイザー」の派遣を行う。				平成 23～27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				成果指標
	1 まちづくりシンポジウムの開催により、地区まちづくりに必要な情報の提供、市民等の意識向上や相互交流が図られるとともに参加と協働による地区まちづくりが推進される。 2 まちづくりアドバイザーの派遣により、専門的な見知から、まちづくり団体に助言等を行うことによりまちづくりに必要な知識が向上し、地区まちづくりが推進される。				1 まちづくりシンポジウムの開催 (目標)1 回以上/年 2 まちづくりアドバイザー派遣事業の予算化 (目標)1 団体以上/年
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					

No.	実施項目				推進担当課
5	協働事業の推進 (クリーンメイトとの協働の促進)				ごみ減量対策課
実施目的	小平市廃棄物減量等推進員(クリーンメイト)との協働により、ごみ減量対策の充実・強化を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	一般廃棄物の分別、適正指導、廃棄物の発生抑制に関する調査や啓発、不法投棄監視、レジ袋削減に加え、食物資源の資源化促進について街頭キャンペーンを行う等、市の事業において幅広く協働を推進する。				平成 23 ~ 27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	クリーンメイトとの協働による街頭キャンペーン等を実施することで、ごみの発生抑制に向けた取組の普及を促す。				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	毎年度実施 				

No.	実施項目				推進担当課
6	協働事業の推進 (コミュニティ・スクールの推進)				指導課
実施目的	地域と学校との協働により、教育活動の充実を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	小・中学校に学校経営協議会を設置し、学校運営に保護者、地域住民の意見を取り入れる。				平成 23 ~ 27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	学校運営に保護者、地域住民の意見が反映される。			コミュニティ・スクールの指定校数 (目標)3校	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	毎年度実施 				

No.	実施項目				推進担当課
7	協働事業の推進 (スポーツボランティアの育成)				体育課
実施目的	地域でのスポーツ指導やニーズの異なる各世代のスポーツ活動を支えるため、 スポーツボランティアを育成する。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	学校施設開放団体をはじめ、市報、ホームページ、掲示等でスポーツボランティアの募集を継続して行い、スポーツボランティアを育成する。				平成 23～27 年度
見込まれる 効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	スポーツボランティアを育成していくことで、地域でのスポーツ指導やスポーツ活動を支えるための人材が確保され、市民のスポーツ活動の充実が図られる。 (なお、平成 25 年の東京国体でのボランティアのリーダー役としても期待される。)			スポーツボランティアの 活動実績	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					

No.	実施項目				推進担当課
8	協働事業の推進 (安全安心まちづくりの推進)				防災安全課
実施目的	安全安心まちづくりに向け、市民又は事業所との協働による地域防災及び地域防犯関係組織の強化・改善を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	1 防災・防犯に関する情報の共有化と協力体制の強化を図るため、自主防災組織や自主防犯組織等の市民組織との交流会を実施。 2 災害時等における応援協定について、締結済の協定の見直し(拡充)又は新規の協定締結を行う。				平成 23～27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	1 地域防犯・防災力の向上 2 災害時等における積極的協力体制の確立			1 市民組織との交流会開催件数 (目標)1回/年 2 応援協定の見直し(拡充)又は新規締結件数 (目標)1件以上/年	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					

No.	実施項目				推進担当課
9	協働事業の推進 (学校支援ボランティアの推進)				生涯学習推進課・指導課
実施目的	家庭・地域と学校との連携によるボランティア活動を強化し、学校の教育活動に対する支援の充実を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	1 学校支援コーディネーター・ボランティアを養成し、積極的に活用する。 2 小・中学校全校にコーディネーター世話人を配置する。 3 全校でボランティア養成講座を実施する。				平成 23～27 年度 平成 23 年度までに全校に配置 平成 23～27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				成果指標
	学校の教育活動のレベルアップとともに、学校の負担軽減が図られ、児童・生徒の教育が充実する。また、地域の教育力向上と地域活性化が図られる。				ボランティアの参加人数及び活動時間数 (目標) 延 40,000 人 / 年 延 60,000 時間 / 年
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	(学校支援コーディネーター・ボランティアの養成・活用)				
	<div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">毎年度実施</div>				
	(コーディネーター世話人の配置)				
<div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">全校配置</div>					
(ボランティア養成講座の実施)					
<div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">毎年度実施</div>					

No.	実施項目			推進担当課	
10	アダプト制度の推進			みちづくり課	
実施目的	市民の持つ知識・技術力を活用し、街路の緑化推進を図る。				
実施内容	実施内容			実施予定年度	
	1 ボランティア支援方法の研究及び同事業を行っている自治体の調査			平成 23 年度	
	2 ボランティア数の増員及び制度・システムの充実			平成 23～27 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	・市民満足度の高い街路緑化の推進 ・ボランティア活動による道路清掃等の経費節減			ボランティア数 (目標)5%の増員/年	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	(支援方法の研究・調査)				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">研究</div>				
	(ボランティア数の増員・制度の充実)				
	<div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">毎年度実施</div>				

No.	実施項目			推進担当課	
11	アダプト制度の推進			水と緑と公園課	
実施目的	公園の美化の推進及び防犯機能の向上を図る。				
実施内容	実施内容			実施予定年度	
	1 ボランティア制度等に係る実情について調査・研究し、目的達成のための制度の在り方を再構築する。			平成 23～24 年度	
	2 ボランティア制度等の充実。			平成 23～27 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	ボランティア活動が充実することによって、公園の活性化につながるとともに、安全の確保が図られる。			ボランティア数 (目標)平成 21 年度末数の維持	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	(ボランティア制度の再構築)				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再構築</div>				
	(ボランティア制度の充実)				
	<div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">毎年度実施</div>				

(2) 地域コミュニティなどとの連携

No .	実 施 項 目				推進担当課
1 2	地域コミュニティの形態や期待される役割等についての検討				政策課・地域文化課 参事（市民協働）
実施目的	小平市における今後求められると考えられる地域コミュニティの仕組みについて検討を行う。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	地域における協働や自治を推進し、地域の課題を解決するための手法、仕組みの検討				平成 23 ~ 24 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	地域の課題の効果的な解決				
年度計画	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 仕組みについての検討 </div>				

No .	実 施 項 目				推進担当課
1 3	自治会等に対する支援のあり方の検討				地域文化課
実施目的	自治会等への支援のあり方を見直し、地域の活性化を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	1 自治会等の懇談会を通じ、実態を把握するとともに地域の課題を整理し、具体的な支援のあり方を検討 2 支援の見直し				平成 23 ~ 24 年度 平成 25 ~ 27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				成果指標
	・自治会等への加入率の増加 ・地域活性化と地域力の創造				自治会等への加入率
年度計画	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 支援のあり方の検討 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: yellow;"> 支援の見直し </div>		

No.	実施項目				推進担当課
14	市内の大学との連携のあり方の研究				地域文化課
実施目的	知の拠点である市内の大学との連携のあり方を検討し、協働によるまちづくりを推進する。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	1 市内大学との連絡会を開催し、連携のあり方を検討する。				平成 23～24 年度
2 市内大学とのネットワークを活かし、大学・行政間の連携を推進する。				平成 25～27 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	市内の大学と行政の協働による、大学の専門性や学生のパワーを活かしたまちづくりの推進			行政・大学間のネットワーク構築	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	支援のあり方の検討			大学・行政間の連携の推進	

No.	実施項目				推進担当課
15	消防団協力事業所表示制度の導入				防災安全課
実施目的	事業所の消防団活動への協力を推進することにより、消防団の充実強化及び地域防災体制の充実強化を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	1 消防団協力事業所表示制度導入に向けた情報収集・要綱の策定				平成 23～24 年度
2 消防団協力事業所表示制度の導入				平成 25～27 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	・消防団員確保への理解と協力 ・事業所と市、並びに地域の防災体制の連携強化 ・事業者と地域がともに発展していけるような仕組みづくり			消防団協力事業所 認定事業所数	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	情報収集・要綱策定			制度導入	

2 情報の共有と双方向のコミュニケーション

(1) 市民との情報共有の充実

No.	実施項目				推進担当課
16	分かりやすい行政資料の公表				秘書広報課・全課
実施目的	市民にとって分かりやすい行政資料の公表を多角的に推進することにより、市民と行政との情報共有を進める。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	1 「市民にわかりやすい行政資料の作成をめざして」をもとに、表現や視覚的にも分かりやすくすることの工夫を行う。また、掲示板等を活用し、絶えず全課に意識付けを図っていく。 2 各課において、財政、統計、都市計画等の各種事業や制度に関する情報を分かりやすく公表していく。				平成 23～27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	全庁的に統一された表現や平易な文言を使うことにより、市民にとって、より分かりやすい情報提供が図られる。			小平市政に関する世論調査での市民意識調査	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	<div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 毎年度検討・実施 </div>				

No.	実施項目	推進担当課			
17	新聞やテレビ等を通じた情報発信の充実	秘書広報課・全課			
実施目的	市民との情報共有のため、新聞やテレビ等を通じた積極的かつ効果的な広報を行う。				
実施内容	実施内容	実施予定年度			
	1 記事の定期配信(市報発行時)の充実 2 記者懇談会の実施	平成 23 ~ 27 年度			
見込まれる効果と指標	見込まれる効果	成果指標			
	マスコミに対して、市に関する情報(記事)をより積極的に発信を行うことにより、効果的な広報が図られる。	記事配信数			
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

No.	実施項目	推進担当課			
18	ホームページ機能の充実	秘書広報課			
実施目的	市ホームページのさらなる充実を図り、ライフスタイルの多様化や国際化に対応したわかりやすい情報が、容易に入手できるようにする。				
実施内容	実施内容	実施予定年度			
	市ホームページは、平成 19 年度に全面リニューアルを実施し、その後も新たな機能の付加を行ってきた。今後も、市の情報を容易に、分かりやすく得られるように機能の追加・充実を図る。	平成 23 ~ 27 年度 (「多言語機能」は平成 23 年度)			
見込まれる効果と指標	見込まれる効果	成果指標			
	時代に即応した機能追加によって、市民へのさらなる情報提供の充実が図られる。また、市政情報に関心の薄い世代への積極的なアプローチともなる。	アクセス件数 メールマガジン配信件数			
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

(2) 双方向のコミュニケーションの推進

No .	実 施 項 目				推進担当課
19	市長への手紙、市民からの苦情・意見のデータベース化				秘書広報課
実施目的	市民からの苦情や市政への要望・意見を把握し、データベース化することにより、全課で情報の共有が可能となり、各種事業・施策の実施や評価を行う上での参考とする。また、市政の透明度のさらなる向上を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	市長への手紙、市政への提言の主な意見・回答をホームページに掲載する。同時に各課にメールで適宜送付する。 なお、多く寄せられる質問・問合せについては、これまでどおりホームページの「よくある質問」に追加掲載する。				平成 23 年度中に 検討・実施
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	市民がどのような考えを持っているかが庁内で共有でき、業務を行う上での参考となる。			市長への手紙、市政への提言及びよくある質問の掲載件数	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	検討・実施		実施		

No .	実 施 項 目				推進担当課
20	なるほど出前講座「デリバリーこだいら」の推進				政策課・全課
実施目的	市政に関する基礎的な情報等の提供の推進を図るとともに、市職員と市民及び団体等との交流機会の拡大に資する。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	1 講座メニューの見直しの検討 2 新メニューによる講座の実施				平成 23 年度 平成 23～27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	・市民の市政への理解の促進 ・市民意識等の把握				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	検討・実施		実施		

3 P D C Aサイクルの構築

(1) 目標管理の着実な推進

No .	実 施 項 目				推進担当課
2 1	組織目標の管理体制の推進				行政経営課・政策課 全課
実施目的	組織目標とその達成度を明確化することにより、職員が高い意欲を持って仕事に取り組む環境を整えるとともに、市民が、より容易に、当該年度の取り組み内容を組織ごとに理解できるようにする。				
実施内容	実施内容			実施予定年度	
	1 平成 20 年度から実施している現在の様式についての見直し 2 組織目標制度の実施			平成 23 年度中 平成 23 ~ 27 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	・組織の目指すべき方向の明確化及び職員への周知 ・目標及び達成度を公表することで、市の取組状況についての市民の理解を深める。			組織目標の達成度	
年度計画	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 様式見直し </div> <div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> 毎年度実施 </div>				

No.	実施項目				推進担当課
22	職員の目標管理制度の推進				職員課
実施目的	業務遂行目標の明確化により職員の意識の向上を図るとともに、組織目標の達成を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	平成20年度より実施している職員の目標管理制度を着実に実施する。また、目標の達成状況についても、引き続き、人事考課に活用する。				平成23～27年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	組織目標を踏まえた業務上の目標を設定し、目標達成に向けて努力する過程を通じて、業務のレベルアップと対象者及び上司双方の人材育成が図られる。				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	毎年度実施 				

(2) 評価体制の充実

No.	実施項目				推進担当課
23	行政評価の実施				行政経営課・全課
実施目的	施策評価・事務事業評価からなる行政評価を通じた業務改善を進めることで、行政運営の透明性、効率性等の向上を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	評価指標や目標値などの見直しを行うことにより、評価のレベルアップを図るとともに、行政評価を活用した業務改善をさらに進める。				平成23～27年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	評価結果を活用した業務改善が進むことで、さらなる効率かつ効果的な行政運営が図られる。			評価結果が上がった事業数	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	毎年度実施 				

No.	実施項目				推進担当課
24	市民へのアンケート調査の実施				秘書広報課・政策課 全課
実施目的	市に対する市民の満足度や市政への評価・要望、生活意識等を把握することにより、各種事業・施策の実施や評価を行う上での参考とする。				
実施内容	実施内容			実施予定年度	
	平成 22 年度に市全域を対象に実施した市政への評価・要望、生活意識等に関する調査である「小平市政に関する世論調査」を踏まえ、今後の調査の実施に向け検討を行う。行政計画の策定時において、市民の意識やニーズを把握するための調査を必要に応じて随時実施する。			「小平市政に関する世論調査」は平成 25 年度実施	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	行政計画策定及び事業実施の参考資料の収集及び効果の検証が図られる。			施策への反映状況	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

No.	実施項目				推進担当課
25	監査事務の充実				監査事務局
実施目的	適正な監査の実施及び監査事務の効率化を図る。				
実施内容	実施内容			実施予定年度	
	1 全庁型財務会計システム(以下「システム」という。)の導入により大幅に変更された契約、会計事務に的確に対応し、引き続き適正な監査を実施する。 2 さらにシステムから得られる情報を活用した監査を検討し、実施する。			平成 23～27 年度 平成 23～24 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	システム情報を活用することにより、各課の監査書類の作成に要する事務負担を軽減できる。				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	(適正な監査の実施)				
(財務会計システムから得られる情報を活用した監査の検討・実施)					

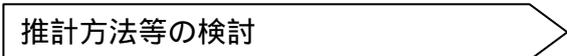
(3) 事務事業の見直し

No.	実施項目					推進担当課
26	事業仕分けの実施					行政経営課・政策課 財政課
実施目的	個々の事業の必要性の有無や運営主体のあり方について整理し、事業の見直しの推進を図る。					
実施内容	実施内容				実施予定年度	
	平成21・22年度に引き続き、事業開始から10年以上経過している約50事業について事業仕分けを行う。				平成23年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標		
	事業の存廃を含めた見直しが進むとともに、事業の妥当性や必要性、予算の使い方等についての職員の意識向上が図られる。			事業仕分けを実施した事業について、見直しが行われた事業数		
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	実施		総括・まとめ			

No.	実施項目					推進担当課
27	スクラップアンドビルドの徹底					財政課・政策課・全課
実施目的	限られた財源、人員の中で新たな行政需要に対して行政サービスの向上を図るとともに事業の選択と集中を進める。					
実施内容	実施内容				実施予定年度	
	行政評価や事業仕分けの結果を活用し、予算編成時等に各担当課にスクラップアンドビルドの徹底を図る。				平成23～27年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果					
	新規事業を行う際に予算増を伴わない。					
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	毎年度実施					

4 財政基盤の強化

(1) 計画的な財政運営

No.	実施項目	推進担当課			
28	中期的な財政見通しの策定	財政課			
実施目的	市民サービスを安定的に提供するために今後の財政の見通しを策定し、計画的な財政運営を行う。				
実施内容	実施内容	実施予定年度			
	1 翌年度以降 3 年間の財政の見通しについて、市ホームページ等を利用して市民に公表していく。 2 推計にあたって財務書類の活用や、さまざまなケースの想定を検討する。	平成 23～27 年度 平成 23～25 年度			
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	計画的な財政運営を行うことで、安定的な市民サービスを提供することができる。				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					
					

No.	実施項目	推進担当課			
29	財務諸表を用いた財政分析の実施	財政課			
実施目的	財務諸表から市の財政状況を分析し、財政運営に活かすとともに分かりやすく市民に公表することにより説明責任を果たす。				
実施内容	実施内容	実施予定年度			
	現在作成している財務諸表に分析を加え、財政運営に活用するとともに、市民により分かりやすくするための工夫を行う。	平成 23～27 年度			
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ストック情報及びコスト情報の把握 ・財務諸表の公表による説明責任の向上 				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					

No.	実施項目				推進担当課
30	財政指標の改善				財政課・下水道課
実施目的	中期的な観点から、財政指標の改善に努め、安定的・計画的な財政運営を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	1 予算編成時にシーリングを定めるなど、経常的経費の削減を図り、経常収支比率を改善するとともに、後年度の公債費増加の要因となる臨時財政対策債の発行を抑制する。 2 行政サービスを安定的に提供するため、財政調整基金や公共施設整備基金の充実に努める。 3 新たな市債の発行を極力抑制することで、一般会計及び下水道事業特別会計の債務総額を抑制する。				平成 23～27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	財政構造の弾力性の確保が図られる。 【平成 23 年度予算における財政指標】 1 経常収支比率 97.3% 2 基金残高 財政調整 23 億円 公共施設 14 億円 3 債務総額 一般会計 322 億円 下水道 134 億円			1 経常収支比率 (目標)95%以下 2 基金残高 (目標)27 年度末残高 財政調整 30 億円 公共施設 20 億円 3 債務総額 (目標)27 年度末残高 一般会計 300 億円 下水道 90 億円	
年度計画	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
					

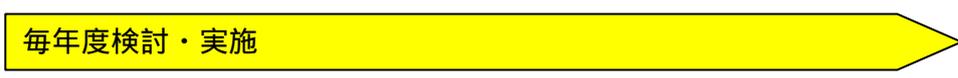
(2) 自主財源の確保

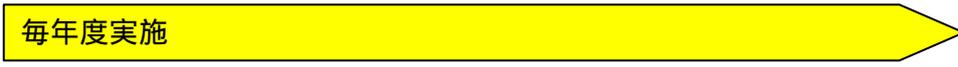
No.	実施項目				推進担当課
31	市内産業の育成				産業振興課
実施目的	市内産業の育成を図り、地域の特徴を捉えた起業ニーズに応えるとともに、長期的には税収入の増加につなげていく。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	1 JAや商工会、大学など多様な機関との連携による産業育成策の検討(例:地産地消の推進・小平グリーンロードを軸とした観光事業・コミュニティビジネスなど) 2 多様な創業支援や産業育成支援の実施				平成23~25年度 平成23~27年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	・市内産業の多様化による地域経済の活性化 ・新たな雇用の創出			多様な機関との連携による取組数	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

No.	実施項目				推進担当課
32	市税・国民健康保険税の収納率向上対策の実施				収納課
実施目的	市税・国民健康保険税の収納率を向上させ、納税等の公平性を確保するとともに、収入を確保する。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	毎年度、「小平市税収納基本方針」及び「小平市税収納率向上対策」を策定し、対策の実施を図る。				平成23~27年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	市税収入の確保			市税等収納率 (目標)毎年度予算で見込む収納率	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

No.	実施項目					推進担当課
33	介護保険料の収納率向上対策の実施					介護福祉課
実施目的	介護保険料の普通徴収の現年度分・滞納繰越分の収納率を向上させ、保険料負担の公平性を確保するとともに、収入の確保を図る。					
実施内容	実施内容				実施予定年度	
	1 滞納者に対し訪問催告・電話催告を行う。 2 電話等により口座振り替えの勧奨を行い、口座振り替えの利用率向上を図る。 3 年3回、催告書の発送を行う。				平成23～27年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				成果指標	
	・収納率が向上する。 ・被保険者間の負担の公平性が保てる。 ・保険料が確実に収納されることにより制度の根幹が安定する。				介護保険料収納率 (目標)平成23年度 現年98.6% 滞納繰越20%	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	毎年度実施					

No.	実施項目					推進担当課
34	受益者負担の適正化 (使用料・手数料の見直し)					財政課・各所管課
実施目的	受益者負担の原則を明確にすることにより、適正な負担を目指す。					
実施内容	実施内容				実施予定年度	
	1 使用料減免基準の見直しの考え方策定 2 減額団体の基準の見直し 3 新基準に基づく使用料の徴収				平成23年度 平成24年度 平成25年度～	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果					
	・受益と負担の考え方を明らかにすることができる。 ・使用料を施設維持管理に充てることができる。					
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	考え方策定	基準の見直し検討	新基準に基づく実施			

No.	実施項目				推進担当課
35	広告収入の確保				財政課
実施目的	市の新たな自主財源を確保する。				
実施内容	実施内容			実施予定年度	
	1 従来のホームページや印刷物への広告掲載を更に進める。 2 広告料収入が見込まれる新たな広告媒体についての検討を進める。			平成 23～27 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	広告収入による自主財源の確保			広告収入 (目標)500 万円 / 年	
年度計画	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
					

No.	実施項目				推進担当課
36	財産の有効活用の促進				契約管財課
実施目的	自主財源の確保を図る。				
実施内容	実施内容			実施予定年度	
	地方分権一括法による一括譲与を受けた法定外公共物も含め、利活用の見込めない公有財産については、積極的に売払い及び貸付を行っていく。			平成 23～27 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	財源の確保が見込まれる。			財源確保額 (目標)1 千万円 / 年	
年度計画	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
					

No.	実施項目	推進担当課			
37	財産の有効活用の促進	みちづくり課			
実施目的	自主財源の確保及び行政財産管理合理化の促進を図る。				
実施内容	実施内容	実施予定年度			
	1 これまでに表示保存登記を行ってきた売却予定路線の道路廃止を行い普通財産化する。 2 売却範囲が決定した路線について、分筆登記のための測量を実施する。	平成23～27年度			
見込まれる効果と指標	見込まれる効果	成果指標			
	・行政財産管理の合理化 ・自主財源確保の促進	普通財産引継件数 (目標)1～2件/年			
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					

No.	実施項目	推進担当課			
38	財産の有効活用の促進	水と緑と公園課			
実施目的	自主財源の確保及び行政財産管理合理化の促進を図る。				
実施内容	実施内容	実施予定年度			
	用水路活用計画における活用区分で売払いとなっている箇所、表示登記及び用途廃止を行い普通財産化する。	平成23～27年度			
見込まれる効果と指標	見込まれる効果	成果指標			
	・行政財産管理の合理化 ・自主財源確保の促進	普通財産引継件数 (目標)1～2件/年			
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					

(3) 歳出削減策の実施

No .	実 施 項 目					推進担当課
39	スクラップアンドビルドの徹底（再掲）					財政課・政策課・全課
実施目的	限られた財源、人員の中で新たな行政需要に対して行政サービスの向上を図るとともに事業の選択と集中を進める。					
実施内容	実施内容					実施予定年度
	行政評価や事業仕分けの結果を活用し、予算編成時等に各担当課にスクラップアンドビルドの徹底を図る。					平成 23～27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果					
	新規事業を行う際に予算増を伴わない。					
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
						

No .	実 施 項 目					推進担当課
40	補助金の見直し					財政課
実施目的	社会情勢の変化、行政需要の多様化に伴い存在意義の薄れた補助金を見直すことにより、歳出の抑制と財源の有効活用を図る。					
実施内容	実施内容					実施予定年度
	「今後の補助金制度の考え方」に基づき、各補助金の必要性について精査し、全般的に見直す。					平成 23～27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果					
	補助金の使途の適正化及び財源の確保					
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
						

No.	実施項目				推進担当課
41	予算編成方式の見直し				財政課
実施目的	予算編成の透明化を図るとともに、事務事業評価の結果を予算編成に反映できる仕組みづくりを行う。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	1 予算編成過程の公表の方法について検討する。 2 行政評価結果の予算編成への反映や、予算削減等に対するインセンティブ(動機付け)を付与する仕組みについて検討する。				平成 23 ~ 27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	・予算編成過程の透明化を図ることができる。 ・費用対効果の視点から事業査定を行うことができる。				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					

(4) 外郭団体等の経営改善

No .	実 施 項 目			推 進 担 当 課	
4 2	小平市土地開発公社の経営改善			契約管財課	
実施目的	小平市土地開発公社の経営の効率化と情報提供を進める。				
実施内容	実施内容			実施予定年度	
	1 長期保有土地(5年以上の事業用地)の買戻し促進による解消 2 提供する公社情報の内容等の検討と提供			~平成25年度 検討 随時 実施 24年度~	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	・債務総額の減少に伴う健全な経営の維持 ・公社制度の理解の向上			長期保有土地借入額 (平成22年度末現在) の対前年度減少額	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	買戻し促進の実施 				
(提供する公社情報の内容等)					
検討  実施・検討 					

No.	実施項目	推進担当課			
43	小平市文化振興財団の経営改善	地域文化課			
実施目的	環境変化に対応した効果的かつ効率的な経営の実現を図る。				
実施内容	実施内容	実施予定年度			
	小平市における文化振興のけん引役として、指定管理業務を行っている「市民文化会館」や「ふるさと村」といった文化施設を核としたさまざまな文化振興の取組を推進するとともに、引き続き、施設管理経費の更なる効率化などにより、効果的かつ効率的な経営を目指す。	平成 23 ~ 27 年度			
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	市民サービスの向上及び効果的かつ効率的な経営の実現				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					

No.	実施項目				推進担当課
44	小平市社会福祉協議会の経営改善の要請				高齢者福祉課
実施目的	社会福祉協議会が地域福祉の推進に果たす役割などを検証し、社協発展強化計画に基づく更なる経営改善を促すとともに、新たな事業の展開に向けた自主財源の強化を要請する。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	1 社協発展強化計画の中間評価報告を受け、市として、社会福祉協議会の果たす役割やこれまで実施してきた事業の効果などを検証し、発展強化計画の更なる推進を要請する。 2 個人会員や事業所会員の増強による会費収入や新たな設置場所の開拓による自動販売機収入の増などにより、自主財源の強化を促す。				平成 23～27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	効率的な経営がなされ、地域福祉の中核的な推進機関としての機能の充実が図られることにより市民へのサービスの向上が見込まれる。				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					

No.	実施項目				推進担当課
45	小平市シルバー人材センターの経営改善の要請				高齢者福祉課
実施目的	シルバー人材センターの自立的な運営体制の確保に向け、自主事業の拡大を促すとともに、市からの補助金などの市の関与について見直しを実施する。				
実施内容	実施内容			実施予定年度	
	1 シルバー人材センターの自主事業の定義を明確にし、更なる自主事業の拡大を要請する。 2 市からの補助金全体のあり方を検討し、見直しを実施する。			平成 23～27 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	自主財源の拡大によりシルバー人材センターの自立性の向上、市の関与の軽減が見込まれる。				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					

5 執行体制の再構築

(1) 人事給与制度の見直し

No.	実施項目				推進担当課
46	給与等の適正化				職員課
実施目的	職員の給与等の適正化に努める。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	国、東京都及び他市の職員の給料及び各種手当等の動向を把握し、職員の給料及び各種手当等の適正化に努める。				平成 23 ~ 27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	給与水準の適正化				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	毎年度実施・検討				

No.	実施項目				推進担当課
47	人事考課制度等の見直し				職員課
実施目的	勤務評定を確実に実施し、職員の士気及び能力の向上等を図ることにより、人材育成と市民サービスの向上等を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	勤務評定を確実に実施することより、一層の人材育成及び活用を図る。また、勤務評定の結果を昇給や勤勉手当への反映を図る。				平成 23 ~ 27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のモチベーションの向上 ・人材育成による組織力の強化 				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	毎年度実施				

No.	実施項目					推進担当課
48	研修・人材育成策の充実					職員課
実施目的	市民満足度の高いサービスを実現するため、研修を通じて職員の能力と意識を向上させるとともに、時代に適合した人材育成策の推進を図る。					
実施内容	実施内容				実施予定年度	
	市民協働意識や政策形成能力の向上等の時代に適合した研修内容の充実を図りながら、人材育成基本方針に基づいた研修を実施する。				平成 23～27 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				成果指標	
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力開発、意識向上を図り、人材育成基本方針に基づいた人材が育成される。 ・満足度の高い市民サービスが実現される。 				研修計画に沿った研修の実施	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
						

No.	実施項目					推進担当課
49	民間経験者の採用					職員課
実施目的	民間企業等の経験者を採用することにより、民間企業等のノウハウや効率的視点等を行政分野で活用する。					
実施内容	実施内容				実施予定年度	
	職員定数及び職員の退職等の状況を踏まえ、民間経験者の採用を実施する。				平成 23～27 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果					
	民間企業等で培われたノウハウや効率的視点の行政運営への活用					
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
						

(2) 組織体制の見直し

No.	実施項目				推進担当課
50	定員の適正管理				行政経営課
実施目的	適切な定員管理を行い、簡素で効率的な組織を構築する。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	新たな行政需要の発生や事務事業の変化への確に対応しながら、業務の見直しや再任用職員の活用を図るなかで計画的な定員管理を行う。				平成 23～27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	適切な定員管理を行うことで、必要とされる行政サービスの提供体制を整えるとともに、業務の見直し等を通じて人件費を抑制する。 【平成 23 年 4 月 1 日の定員】912 人			職員数 (目標) 平成 28 年 4 月 1 日までに定員で概ね 910 人体制とする。	
年度計画	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	 毎年度実施				

No.	実施項目				推進担当課
51	庁内分権化の推進				行政経営課・全課
実施目的	事案決裁規程等の見直しなどにより、迅速かつ柔軟で効率的な事業執行を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	平成 22 年度にまとめる今後の考え方にに基づき、事案決裁規程等の見直しを進める。				平成 25～27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	決裁権限の委譲、手続きの簡素化などにより、迅速かつ柔軟で効率的な事業執行が可能となる。				
年度計画	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	 事案決裁規程等の検討 → 事案決裁規程等の見直し				

(3) 公共施設のマネジメント

No.	実施項目	推進担当課			
52	公共施設に係る組織横断的なマネジメント体制の構築に向けた検討	政策課・行政経営課・たてもの整備課			
実施目的	公共施設に対する市民ニーズの変化等に適切に対応し、全庁的な観点から、公共施設に関する情報や意思決定の一元化を行うため、組織横断的なマネジメント体制の導入に向けた検討を行う。				
実施内容	実施内容	実施予定年度			
	1 公共施設に関する現状について、築年数や保全の状況、利用状況や施設に係るコスト等のデータの整理を行う。 2 組織横断的なマネジメント体制の推進にあたり、望ましい執行体制のあり方を検討する。	平成 23～24 年度			
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	公共施設に係るコストの最小化・施設効用の最大化に向けた庁内体制の構築				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	導入に向けた検討				

No.	実施項目	推進担当課			
53	公共施設の維持管理・エネルギー使用の適正化	環境保全課・たてもの整備課・各施設所管課			
実施目的	公共施設の維持管理及びエネルギー使用の適正化を図る。				
実施内容	実施内容	実施予定年度			
	1 施設のエネルギー使用状況比較 2 施設の維持管理に伴う委託仕様書の標準化の助言	平成 24～25 年度 平成 25～26 年度			
見込まれる効果と指標	見込まれる効果	成果指標			
	・施設のエネルギー使用の最適化 ・施設の管理運営コストの最適化	評価実施施設 (目標)107 施設			
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	(エネルギー使用状況比較) 実施				
(委託仕様書の標準化の助言) 実施					

No.	実施項目				推進担当課
54	地域センターのあり方の検討				地域文化課
実施目的	地域センターの利用形態や利用状況を分析し、行政サービスの向上を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	1 施設に求められる役割、機能及びサービス内容を研究して、地域センターの管理運営方法について検討する。 2 利用状況を分析し、地域センターのあるべき利用形態について検討する。				平成 23～25 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	行政サービスの向上			利用者数の増	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	あり方の検討			あり方の見直し	

No.	実施項目				推進担当課
55	公民館のあり方の検討				公民館
実施目的	公民館の利用形態や利用状況を分析し、学習施設としての機能の向上を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	1 施設に求められる役割、機能及びサービス内容を研究して、公民館の管理運営方法について検討する。 2 利用状況を分析し、公民館運営審議会の意見をうかがいながら、公民館のあるべき利用形態について検討する。				平成 23～25 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	学習施設としての機能及び市民サービスの向上				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	あり方の検討			あり方の見直し	

(4) 行政サービス提供主体の見直し

No .	実 施 項 目				推 進 担 当 課	
5 6	外部委託化等の推進				行政経営課・各所管課	
実施目的	行政サービスの質の向上及び経費の削減を図る。					
実施内容	実施内容				実施予定年度	
	外部委託化により行政サービスの質の向上や経費の削減が可能となる業務について、外部委託化を推進する。 (現在、委託化等を見込んでいる業務) ・建設事業所業務 ・清掃事務所業務 ・公立保育園の民営化				平成 23 ~ 27 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				成果指標	
	外部委託化を行うことで、行政サービスの質の向上と併せて、経費の削減が見込まれる。				経費削減額	
年度計画	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	
						

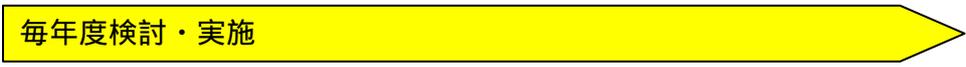
No.	実施項目					推進担当課
57	指定管理者制度の推進					政策課・各所管課
実施目的	公の施設の更なるサービス向上を図る。					
実施内容	実施内容				実施予定年度	
	1 「小平市調達の基本指針」を踏まえた標準的選定審査項目・モニタリング等の見直しの検討				平成 23～24 年度	
	2 制度導入に向けた調整、新規導入の検討				平成 23～27 年度	
見込まれる効果と指標	見込まれる効果					
	適切な制度運用による公の施設サービス水準の維持向上					
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	(審査項目・モニタリング等見直しの検討)					
	検討		見直し			
(制度導入に向けた調整等)						
毎年度実施						

(5) 契約制度の見直し

No .	実 施 項 目				推進担当課
5 8	契約制度の見直し				契約管財課
実施目的	平成 22 年度に策定した「小平市調達の基本指針」に従い、総合評価制度の導入を含めた契約制度の見直しを図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	1 「小平市調達の基本指針」に示す、「公正性、公平性、透明性、信頼性の原則」、「品質確保と環境配慮の原則」、「社会適合性の原則」の3つの原則に沿った契約を進め、入札の公平性等を確保するため、入札等監視委員会を設置する。 2 価格の他に、「技術力等」を評価の対象に加え、総合的な観点から見て最も優れた者を落札者とする、総合評価制度を導入する。 3 総合評価制度導入の上で、現在実施している工事成績評価制度を含めた評価の仕組みを見直していく。	平成 23・24 年度 試行 平成 25 年度 実施			
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				成果指標
	契約管財課を含めた市の全ての部署で行う調達手続きにおいて、「小平市調達の基本指針」に示す3つの原則を基に、共通の価値判断を行うことができる。また、総合評価制度により、価格と品質で総合的に優れた調達方法を取り入れるとともに、調達を通して市の政策の推進を図ることができる。				総合評価方式の実施件数
年度計画	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度

(6) 電子市役所の推進

No .	実 施 項 目				推進担当課
59	電子市役所の推進				情報システム課 各所管課
実施目的	電子申請について、適切な運用を進めるとともに、市民に対し積極的にアピールを行い、認知度を高めることによって、利用者の増加を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	東京電子自治体共同運営協議会のシステムにおける電子申請機能について、電子申請に適した業務の開始・運用・広報が行えるよう、ガイドラインの整備などを行う。				平成 23 ~ 27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果			成果指標	
	市役所まで出向くことなく、種々の手続きができることにより、市民の利便性の向上および受付事務の効率化を図ることができる。			電子申請の利用件数	
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					

No .	実 施 項 目				推進担当課
60	公金支払い手続きの電子化等の推進				会計課・収納課 情報システム課 各所管課
実施目的	公金支払い手続きの電子化等を進めることで、納付チャネルの拡大を図り、市民の利便性を向上させる。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	これまで実施してきた軽自動車税などのコンビニエンス納付や市民課窓口での電子マネー納付に加え、コンビニエンスストア納付、ペイジー納付、クレジットカード納付、電子マネー納付の利用対象となる収納科目の拡大に向けた検討を行う。				平成 23 ~ 27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	納付機会の拡大による市民の利便性の向上				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					

No.	実施項目				推進担当課
61	内部情報システムや住民情報システムの再構築				情報システム課 各所管課
実施目的	内部情報システムや住民情報システムを再構築することで、業務の効率化を図るとともに、維持管理コストの削減を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	内部情報システムや住民情報システムの再構築に際し、開発段階はもとより、運用段階においても、業務の効率化及び維持管理コストの削減に向け検討する。 (現在予定しているシステムの再構築) ・住民情報システム				平成 23 ~ 27 年度 (住民情報システムの再構築は、平成 25 年度までに完了予定)
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	新たな基盤技術の適用により、今まで利用できなかった技術の活用が期待され、業務の効率化のみならず、市民の利便性の向上を図ることができる。				
年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					

(7) 広域連携の推進

No .	実 施 項 目				推進担当課
6 2	広域連携の推進				政策課・各所管課
実施目的	市域を越えた行政課題への効果的かつ効率的な対応を図る。				
実施内容	実施内容				実施予定年度
	1 多摩北部都市広域行政圏協議会等での広域連携のさらなる推進。 2 近隣市などとの連携の可能性等の検討。	平成 23 ~ 27 年度			平成 23 ~ 27 年度
見込まれる効果と指標	見込まれる効果				
	市域を超えた行政課題や、1 市だけでは解決できない困難な行政課題について効果的かつ効率的な対応が可能になる。				
年度計画	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
	(広域行政圏)				
					
(近隣市などとの連携)					
					

小平市第2次行財政再構築プラン

平成23年3月発行

編集・発行 小平市企画政策部行政経営課

〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話番号 (042) 346-9756

電子メール gyoseikeiei@city.kodaira.lg.jp

¥ 100